

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	県税の賦課徴収等に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木県は、県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

- ・栃木県は県税の賦課徴収等に関する事務において税務オンラインシステムを使用している。
- ・税務オンラインシステムでは、内部による不正利用防止のため、利用者の限定、アクセス権限の設定、システム操作記録の保存、業務端末での電子記録媒体の使用制限等の措置を講じている。
- ・税務オンラインシステムの維持管理業務を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。

## 評価実施機関名

栃木県知事

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和6年9月9日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県税の賦課徴収等に関する事務
②事務の内容 ※	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)別表(第9条関係)の24の項において、都道府県知事が個人番号を利用することができる事務として「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」と規定される。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条において、「法別表二十四の項の主務省令で定める事務は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務とする。」と規定される。</p> <p>栃木県では法令に基づき、特定個人情報ファイルを使用して以下の事務を実施する(評価対象事務の概要は別添1を参照)。</p> <p>①課税事務 納税者等からの申告、届出及び申請(以下、「申告等」という。)、国税庁及び他自治体から入手した資料、職員の調査等に基づき、賦課決定、更正・決定、加算金の決定等を行い、本人宛て通知する。</p> <p>②減免事務 納税者等からの申請に基づき、申請内容の審査及び承認(または不承認)を行い、本人宛て通知する。</p> <p>③収納管理事務 ・納税者等からの申請に基づき、納税証明書を発行する。 ・収納情報を金融機関等を経由して取得し、過誤納金がある場合は還付または充当を行い、本人宛て通知する。</p> <p>④収税事務 滞納者に督促等を行い、完納されない場合は職員の調査等に基づき、滞納整理を行う。</p> <p>⑤名寄せ管理事務 ・入手または保有する個人番号、4情報(「住所・氏名・生年月日・性別」をいう。以下同じ。)の確認を行う。 ・個人番号及び4情報に基づき、納税者情報の名寄せを行う。</p> <p>&lt;中間サーバにおける事務の内容&gt; 中間サーバは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (※)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p>
③対象人数	<p style="text-align: center;">[ 30万人以上 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満          4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

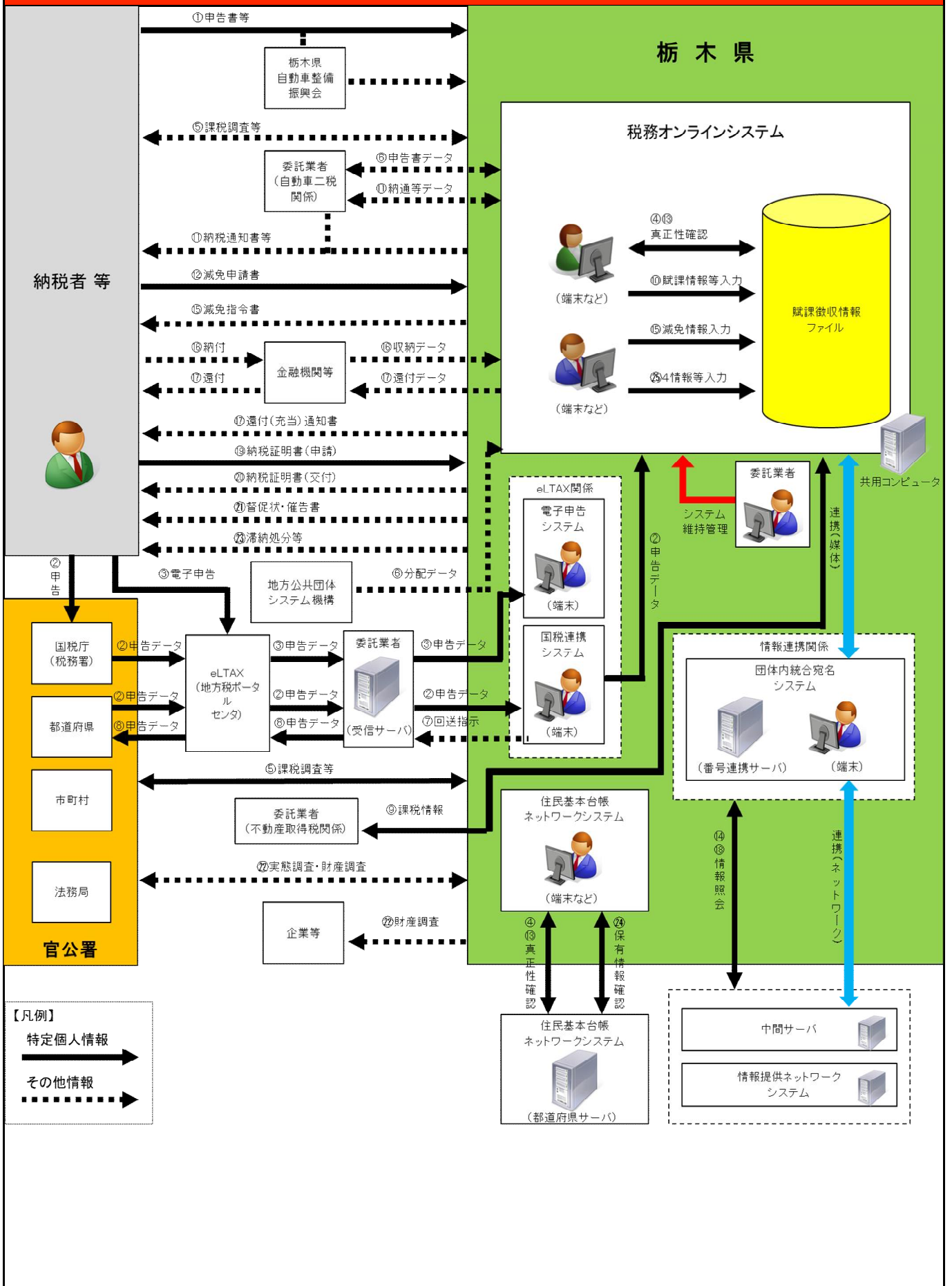




システム5									
①システムの名称	中間サーバ								
②システムの機能	<p>①符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>②情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>③情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>④既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制限を行う機能。</p> <p>⑩システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期間切れの情報の削除を行う機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="radio"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="radio"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								
システム6									
①システムの名称	電子申告システム(eLTAX)								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子で申告された県税申告書等データがLGWANを通じて送付される。</li> <li>・納税者から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、県税申告書等データを受領する。</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="radio"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX)</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="radio"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX)	)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="radio"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX)	)								

3. 特定個人情報ファイル名	
賦課徴収情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	番号制度に関する税制上の措置として、税務関係書類(申告書や申請書など)の記載事項に個人番号が追加される。記載された個人番号を税務オンラインシステムで保有することにより個人の特定、名寄せの正確性が向上し、県税の公平・公正な課税及び事務全体の効率化に資する。
②実現が期待されるメリット	・個人番号を利用することで個人の特定、名寄せの正確性が向上し、県税の公平・公正な課税及び事務の効率化が図られるとともに、行政サービスの質の向上(納税証明書交付時間の短縮等)が期待される。 ・県税の減免申請を受ける際、納税者に提供を求める情報を、県が情報提供ネットワークシステム等を通じて入手することにより、納税者負担の軽減が期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表の24
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<情報照会に係る根拠規定> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下、「利用特定個人情報の提供に関する命令」という。)第2条の表49の項及び第51条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	栃木県経営管理部税務課
②所属長の役職名	税務課長
8. 他の評価実施機関	
—	

**(別添1) 事務の内容**





(備考)

## 【県税の賦課徴収等に関する事務の概要】

### <課税事務>

- ① 納税者等から提出された申告書等を受理する。なお、自動車税(環境性能割・種別割)申告書は、(一社)栃木県自動車整備振興会を經由して取得する。
- ② 国税庁または他都道府県からeLTAX(地方税ポータルセンタ)を通じて送信された所得税申告書等の電子データを、委託先業者のデータセンタに設置された国税連携受信サーバで受信する。当該データを国税連携システムから取得し、税務オンラインシステムに取り込む。
- ③ 納税者等からeLTAX(地方税ポータルセンタ)を通じて送信された申告書等の電子データを、委託先業者のデータセンタに設置された電子申告受信サーバで受信する。当該データを電子申告システムから確認する。
- ④ 申告書等に記載された個人番号について、必要に応じて、住基ネットまたは税務オンラインシステムにより真正性の確認を行う。
- ⑤ 納税者等、官公署(税務署・法務局・他自治体等)に対して課税調査(資料の閲覧・記録等)を行う。また、随時、他自治体から通知書等が送付される。なお、法務局における課税調査等には個人番号を含まない。
- ⑥ ①のうち、自動車税(環境性能割・種別割)申告書は委託業者によりデータ化した上で、税務オンラインシステムに取り込む。また、地方公共団体情報システム機構から自動車登録情報(分配データ)を取得し、税務オンラインシステムに取り込む。
- ⑦ ②のうち、課税権を有しない者の所得税申告書等データについて、回送指示を行う。
- ⑧ ⑦により回送指示を受けた所得税申告書等データについて、回送処理を行う。
- ⑨ ⑤のうち、市町から取得する固定資産税課税情報については、委託業者によりデータ化した上で税務オンラインシステムに取り込む。
- ⑩ ①～⑤に基づき個人番号、4情報、賦課情報等を税務オンラインシステムに入力する。
- ⑪ ⑩の内容に基づき納税通知書、更正決定通知書等を作成し、本人に送付する。なお、自動車税に係る納税通知書等については、印字及び封入封かん等業務を業者に委託する。

### <減免事務>

- ⑫ 納税者等から提出された減免申請書を受理する。
- ⑬ 申請書に記載された個人番号について、必要に応じて、住基ネットまたは税務オンラインシステムにより真正性の確認を行う。
- ⑭ 減免要件の確認に必要な情報(障害者関係情報または生活保護関係情報)を照会する。
- ⑮ ⑫～⑭の内容に基づき減免申請の審査を行い、承認する場合は、減免情報を税務オンラインシステムに入力するとともに、減免指令書等を作成し本人に送付する。

### <収納管理事務>

- ⑯ 金融機関等を經由して収納データを取得し、税務オンラインシステムに取り込む。
- ⑰ 過誤納金がある場合は還付または充当処理を行い、金融機関に還付データを送付するとともに、還付充当通知書を作成し本人に送付する。
- ⑱ 納税者から公金受取口座の利用意思が表示された場合は、還付に必要な公金受取口座関係情報を照会する。
- ⑲ 納税者等から提出された納税証明書交付申請書を受理する。
- ⑳ ⑲に基づき、納税証明書を交付する。

### <収税事務>

- ㉑ 納期限後、一定の期間を過ぎても納付がない場合、督促状、催告書を作成し滞納者に送付する。
- ㉒ 滞納者について、官公署や他自治体に実態調査、他自治体や企業等に財産調査を行う。また、国の機関や他自治体からの調査・照会について回答する。
- ㉓ 納税催告によっても納付されない場合は、差押え等の滞納処分または納税の猶予措置等を行う。

### <名寄せ管理事務>

- ㉔ 納税通知書等が返戻になった場合等、必要に応じて、税務オンラインシステムの名寄せ情報において保有する4情報、個人番号を住基ネットにより確認を行う。
- ㉕ ㉔に基づき、4情報等を税務オンラインシステムに入力する。また、税務オンラインシステムでは4情報、個人番号により、定期的の名寄せ情報の統合処理を行う。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
賦課徴収情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	県税の納税者及び課税調査対象者
その必要性	県税の公平・公正な課税、事務の効率化及び納税者の利便性向上を実現するため、必要な範囲の特定個人情報ファイルを保有する。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)</li> </ul>
その妥当性	①個人番号、その他識別情報、4情報 対象者の特定、名寄せを行うために保有する。 ②4情報、連絡先 対象者との連絡、各種通知書等送付のために保有する。 ③国税関係情報 所得税申告書等と突合するために保有する。 ④地方税関係情報 税額の決定・更正等、各種通知書・証明書等作成、滞納整理等を行うために保有する。 ⑤公金受取口座関係情報 個人を対象とする過誤納金の還付を行うために保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	栃木県経営管理部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( デジタル庁 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住基ネット、国税連携システム、電子申告システム )								
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人または本人の代理人から申告等を受ける都度</li> <li>・国税、地方税に関する情報の閲覧、記録等が必要な都度</li> <li>・国税庁、他自治体から所得税申告書等データ等が送付される都度</li> <li>・減免要件の確認が必要な都度</li> <li>・個人番号、4情報の確認が必要な都度</li> </ul>								
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告等の情報は、県税の賦課徴収等のために、法令に定められた時期・頻度・方法にて、本人または本人の代理人から提供を受ける。</li> <li>・国税、地方税に関する情報は、県税の賦課徴収等のために、法令に基づき、国税庁または他自治体から提供を受ける。なお、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成22年度税制改正において所得税申告書等の地方団体による閲覧又は記録について、電子情報処理組織を使用し行う基準を設け、これに基づき所得税申告書等の電子的データを国税庁から受けている。</li> <li>・障害者手帳に関する情報、生活保護受給者情報は、減免要件の確認のために、法令に基づき、情報提供ネットワークシステム等により入手する。</li> <li>・本人確認情報は、個人番号の真正性確認等のために、法令に基づき、住基ネットにより入手する。</li> <li>・公金受取口座関係情報は、納税義務者から過誤納金に係る還付金の受取口座とする旨の意思表示があった場合に、法令に基づき、情報提供ネットワークシステム等により入手する。</li> </ul>								
⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告等による情報の入手については、番号法第14条第1項に本人から個人番号の提供を求めることができる旨が規定されるとともに、地方税法その他の地方税に関する法律及び栃木県県税条例等に税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定される。</li> <li>・国税、地方税に関する情報の入手については、番号法第19条第9号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(以下、「番号法施行令」という。)第22条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(以下、「番号法施行規則」という。)第19条、地方税法第72条の59等に国税庁または他自治体から必要な情報を入手できる旨が規定される。</li> <li>・障害者手帳に関する情報、生活保護受給者情報及び公金受取口座関係情報の入手については、番号法第19条第8号、利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表49の項及び同命令第51条に規定される。</li> <li>・本人確認情報の入手については、住基法第30条の15第1項等に規定される。</li> </ul>								
⑥使用目的 ※	県税の公平・公正な課税、事務の効率化や納税者の利便性向上を実現するため、特定個人情報を使用する。								
	変更の妥当性								
⑦使用の主体	使用部署 ※	経営管理部税務課、宇都宮県税事務所、鹿沼県税事務所、真岡県税事務所、栃木県税事務所、矢板県税事務所、大田原県税事務所、安足県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所佐野支所							
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								

⑧使用方法 ※		<p>①課税事務 申告等の情報、国税・地方税に関する情報、本人確認情報を使用して、県税の賦課決定、更正・決定、加算金の決定等に係る事務を行う。</p> <p>②減免事務 減免申請の情報、障害者手帳に関する情報または生活保護受給者情報を使用して、減免要件の確認を行う。</p> <p>③収納管理事務 公金受取口座関係情報を使用して、過誤納金の還付を行う。</p> <p>④収税事務 申告等の情報、国税・地方税に関する情報、本人確認情報を使用して、滞納整理に係る事務を行う。</p> <p>⑤名寄せ管理事務 本人確認情報を使用して、入手または保有する個人番号、4情報の確認を行う。</p>
	情報の突合 ※	<p>①課税事務 申告等の情報、国税・地方税に関する情報、本人確認情報、本県保有情報を突合し、県税の賦課決定、更正・決定、加算金の決定等を行う。</p> <p>②減免事務 減免申請の情報、障害者手帳に関する情報(または生活保護受給者情報)、本県保有情報を突合し、減免要件の確認を行う。</p> <p>③収納管理事務 公金受取口座関係情報、本人確認情報及び本県保有情報を突合し、過誤納金の還付を行う。</p> <p>④収税事務 申告等の情報、国税・地方税に関する情報、本人確認情報を使用して、滞納整理に係る事務を行う。</p> <p>⑤名寄せ管理事務 本人確認情報を使用して、入手または保有する個人番号、4情報の確認を行う。</p>
	情報の統計分析 ※	<p>税務オンラインシステムにおいて保有する情報(調定情報・収納情報等)に基づいて各種集計を行う。 ※特定個人情報を用いて、特定の個人に係る統計、分析は行わない。</p>
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	<p>県税の賦課決定、更正・決定、加算金の決定、減免申請の承認(不承認)、滞納処分</p>
⑨使用開始日		平成28年1月1日











6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		<p>&lt;栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共用コンピュータ(※)及び電子記録媒体は、生体認証等による入退室管理を行う部屋に設置する。部屋の入退室は、行政改革ICT推進課の許可を得た職員及び委託先業者に限定する。</li> <li>・共用コンピュータへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。</li> </ul> <p>(※)行政改革ICT推進課が設置した汎用コンピュータのこと。税務オンラインシステムは汎用コンピュータを使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務オンラインシステム専用端末(以下、「業務端末」という。)を設置した執務室は施錠管理及び警備を行う。</li> </ul> <p>&lt;委託先業者(国税連携システム・電子申告システム(eLTAX))における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システム受信サーバ、電子申告システム受信サーバ及び電子記録媒体は、生体認証等による入退室管理を行う部屋に設置する。部屋の入退室は、委託先業者のデータセンタの長の許可を得た者に限定する。</li> <li>・国税連携システム受信サーバ及び電子申告システム受信サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップは遠隔地にある別拠点のサーバのデータベース内に保存される。</li> </ul>												
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[ 6年以上10年未満 ]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	地方税法第17条の5の規定に基づき、7年間保管する。ただし、未納の納税者に係る情報については、上記の期間に関わらず保管する必要がある。												
③消去方法		<p>&lt;栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務オンラインシステムにおいては、一定期間を経過した情報を共用コンピュータから電子記録媒体に退避し、共用コンピュータから削除する。</li> <li>・共用コンピュータのディスク交換やハード更改等の際は、契約先において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> <li>・電子記録媒体は、保管期間経過後、保存された情報が読み出しできないようフォーマットした上で、職員立ち会いの下、外部業者により物理的に破砕処理することで完全に消去する。</li> <li>・リース期間を経過した業務端末については、保存された情報が読み出しできないよう、フォーマットした上で、職員立ち会いの下、物理的に破砕処理することで完全に消去する。</li> <li>・申告書等の紙媒体は、保管期間経過後、外部業者による裁断溶解処理を行う。</li> <li>・国税連携システム及び電子申告システムにおける特定個人情報の消去は操作手引書で定められた手順により、本県の権限がある職員が実施するため、委託先業者が消去することはない。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> </ul>												
7. 備考														
—														

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

**1 共通**

【名寄せ】個人番号、法人番号、名寄せ番号、名寄せ履歴順、照会用カナKEY、照会用漢字KEY、業務更新日、組織区分C1、組織区分C2、名称力ナ、名称漢字、生年月日、性別、所在地一郵便番号、所在地一住所C、所在地一漢字、所在地一カナ、納税者件数、整理支援C、作成県税C、作成事由C、作成日、作成区分C、住所力ナ状態C、統合除外F、団体内統合宛名番号、基本情報状況C  
【名寄せ管理】名寄せ番号、税目C、管轄県税C、県税C、納税者番号、業務更新日、取消日、作成区分C、作成日、ミラー県税C、ミラー状況C、宛名統合区分C、統合宛名番号  
【納付書】納付番号、確認番号、納付区分、県税C、納税者番号、課すべき年度、課税期別、調定C、調定通番、名称カナ、名称漢字、県民税税割、県民税均等割、県民税延滞金、県民税計、一般税税額、一般税延滞金、一般税過少、一般税不申告、一般税重加算、その他区分C、その他金額、一般税計、合計金額、領収日、払込日、OCR情報1、OCR情報2、バーコード情報、納付書種類C、対応チャネルC、収納チャネルC、仮消込日、本消込日、法定納期限、納付書作成日、納付書発行日、延滞金計算基準日、分割納付指定日、取扱期限、基本年切F、Puf登録D送付日、Puf収納済D送付日、Puf収納不可D送付日、Puf収納停止F、QRコード情報、eLTアップロード情報

**2 課税**

**(1) 課税共通**

【納税者】県税C、納税者番号、納税者履歴順、業務更新日、名寄せ番号、税目C、店舗名一漢字、店舗名一カナ、店舗一郵便番号、店舗一住所C、店舗一漢字、店舗一カナ、店舗等TEL、納貯C、金融機関C、支店C、預金種別C、口座番号、現管轄県税C、課税番号、取消F、業種C、代表者職名、代表者氏名、税理士C、税理士TEL、名寄せTEL、作成区分C、作成日、メモ欄、二次納税者C、行政開始日、行政終了日、管理用無効F、2次領域、課税対象物件数、新管轄県税C、屋号カナキー  
【課税期別管理】県税C、納税者番号、課すべき年度、業務更新日、税目C、期別KEY、事業終了日、期別有無F、DG有無F、未納有無F、取消F、作成区分C、作成日  
【課税期別】県税C、納税者番号、課すべき年度、課税期別、業務更新日、税目C、管轄県税C、最新調定年度、調定待ちF、調定1期累計、仮調定1期累計、減額1期累計、仮減額1期累計、欠損1期累計、収入1期累計、還付1期累計、未納1期、過納1期、調定2期累計、仮調定2期累計、減額2期累計、仮減額2期累計、欠損2期累計、収入2期累計、還付2期累計、未納2期、過納2期、他調定累計、他減額累計、他欠損累計、他収入累計、他還付累計、他未納、他過納、テーブル添字、調定C、調定C件数、調定通番数、取消F、作成区分C、作成日、2次領域、課税面積、特別税F

**(2) 個人事業税**

【納税者】分割区分、主たる業種、従たる業種1、従たる業種2、廃業年月日、局署番号、国税整理番号  
【課税期別】所得営業、所得他事業、所得不動産、所得農業、青申控除額、所専控除額、事専者数、事専控除額、非課税事由、非課税額、各種控除額、事主控除月、事主控除額、課税標準5、課税標準4、課税標準3、調定額、確定税額、減免等額、分割区分、分人数本県、分人数総数、分割標準5、分割標準4、分割標準3、青白区分  
【調定】県税C、義務者番号、所得年、調定C、調定通番、調定RC順番、業務更新日、管轄県税、事由C、調定年度、調定年月日、1期納期限、2期発行日、2期納期限、集計年月日、分割区分、主たる業種、従たる業種1、従たる業種2、青白区分、有失区分、国税更正日、確所得営業、確所得他事業、確所得不動産、確所得農業、確青申控除額、確所専控除額、確事専者数、確事専控除額、確非課税事由、確非課税額、確各種控除額、確事主控除月、確事主控除額、確課税標準5、確課税標準4、確課税標準3、確調定額、確確定税額、確減免等額、確分人数本県、確分人数総数、確分割標準5、確分割標準4、確分割標準3、差所得営業、差所得他事業、差所得不動産、差所得農業、差青申控除額、差所専控除額、差事専者数、差事専控除額、差非課税額、差各種控除額、差事主控除月、差事主控除額、差課税標準5、差課税標準4、差課税標準3、差調定額、差確定税額、1期額、2期額、差減免等額、差分割標準5、差分割標準4、差分割標準3、現年減額件数、現年減額金額、歳出還付件数、歳出還付金額、欠損減額件数、欠損減額金額、滞繰減額件数、滞繰減額金額、現年調定件数、現年調定金額、作成事由、取消F  
【賦課ワーク】県税C、義務者番号、所得年、業務更新日、名寄せ番号、課税年度、調定C、事由C、青白区分、有失区分、国税更正日、所得営業、所得他事業、所得不動産、所得農業、青申控除額、所専控除額、事専者数、事専控除額、非課税事由、非課税額、各種控除額、事業主控除月、事業主控除額、課税標準額5、課税標準額4、課税標準額3、既確定税額、調定税額、差引税額、分人数本県、分人数総数、分割標準額5、分割標準額4、分割標準額3、取消年月日、管轄県税C

**(3) 不動産取得税**

【納税者】原票枚数、連帯者数、連帯者無効数、取得区分、調定待F、賦課取消F、納税者失格F、納税者無効F、納税者無効通番、総物件数、課税対象物件数、土地家屋F、同取得納税者  
【連帯者】県税C、納税者番号、連帯者No、業務更新日、個人番号、法人番号、組織区分C1、組織区分C2、名称力ナ、名称漢字、所在地一郵便番号、所在地一住所C、所在地一漢字、所在地一カナ、生年月日、性別、電話番号、連帯者失格F、連帯者無効F、連帯者無効通番、管理用無効F、取消F、作成区分C、作成日  
【原票】県税C、納税者番号、原票通番、業務更新日、原票No、総持分分子、総持分分母、同一人原票No、登記日、登記番号、承継取得原因、承継取得日、許可内訳C、許可日、組織区分C1、組織区分C2、前所有者一名称、前所有者一郵便番号、前所有者一住所C、前所有者一所在地漢字、前所有者数、算出取得日、物件数、開始物件No、終了物件No、取消F、作成区分C、作成日  
【物件】県税C、納税者番号、原票通番、物件No、業務更新日、原票No、枝番、筆番棟番、本調定通番、仮調定通番、原始取得日、原始取得原因、取得区分、物件一所在地C、物件一所在地、家屋番号、構造一主体、構造一屋根、構造一地上、構造一地下、地目一台帳、地目一現況、地目一具体名、区画数、面積一台帳、面積一課税、宅造C、評点数、1点単価、当初評価額、造成費、評価額、総持分評価額、特例控除C、特例控除額、住宅控除C、住宅控除面積、住宅控除区画、住宅控除額、控除後評価額、免点未満額、課税対象評価額、経年評価額、免点C、除外C、合算C、税率、算出取得日、近傍一枝番、近傍一筆番、近傍一所在地C、近傍一所在地、近傍一地目(台帳)、近傍一現況、近傍一具体名、近傍一面積(台帳)、近傍一面積(課税)、近傍一評価額、近傍一近傍等、物件無効F、取消F、作成区分C、作成日  
【持分】県税C、納税者番号、原票通番、連帯者No、業務更新日、原票No、持分分子、持分分母、持分無効F、取消F、作成区分C、作成日  
【課税期別】集計区分、減調定C4、減調定C3、台帳面積、評価額、総持分評価額、住宅控除額、特例控除額、控除額計、控除後評価額、免点未満額、課税対象評価額、課税標準、端数処理前額、税額、減免額、減額額、宅減、その他減額、減額合計額、確定税額、期別合算数、合算C数、賦課取消F、当初調定日、取得区分、税率  
【調定】県税C、納税者番号、課すべき年度、課税期別、調定C、調定通番、調定REC順、業務更新日、申請日、調定年度、調定日、集計日、元法定納期限、法定納期限、指定納期限、一括納期限、一括猶予、取得区分、集計区分、確定評価額、確定総持評価額、確定住宅控額、確定特控額、確定控除額計、確定控後評価額、確定免点額、確定課税対象額、確定課税標準額、確定端前税額、確定税額、

確定減免額、確定減額額、確定減額内訳一宅減、確定減額内訳一他減、確定減額合計、確定確定税額、増差評価額、増差総持評価額、増差住控額、増差特控額、増差控除額計、増差控後評価額、増差免点額、増差課税対象額、増差課税標準額、増差端前税額、増差税額、増差減免額、増差減額額、増差減額内訳一宅減、増差減額内訳一他減、増差減額合計、増差確定税額、賦課取消事由、納税者F、連帯者No、物件No、減免事由、調定物件数、現年調定件数、現年調定額、現年減件数、現年減額、歳出還付件数、歳出還付額、不納欠損件数、不納欠損額、滞納繰越件数、滞納繰越額、納税者無効F、連帯者無効数、管轄県税C、取消F、作成区分C、作成日

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

【期別合算】県税C、納税者番号、課すべき年度、課税期別、合算C、税率、業務更新日、合算配下物数、課税対象面積、評価額、総持分評価額、住宅控除額、特例控除額、控除額計、控除後評価額、免点未満額、課税対象評価額、課税標準、端数処理前税額、税額、経年評価額、共同住宅数、共同住宅区画数、減免額、減額額、減額額内訳一事由C、減額額内訳一減額額、減額合計額、確定税額、免点C、除外C、照会用税率、管轄県税C、取消F、作成区分C、作成日

【物件内訳】県税C、納税者番号、課すべき年度、課税期別、調定C、調定通番、物件No.、業務更新日、調定年度、原票No.、原票通番、枝番、筆棟番、取得区分、合算C、税率、除外C、免点C、地目一帳、地目一現況、構造一主体、面積一帳、面積一課税、確定評価額、確定総持分評価額、確定住控C、確定住控面積、確定住控区画、確定住控額、確定特控C、確定特控額、確定控後評価額、確定免点額、確定課税対象、増差評価額、増差総持分評価額、増差住控面積、増差住控区画、増差住控額、増差特控額、増差控後評価額、増差免点額、増差課税対象、管轄県税C、取消F、作成区分C、作成日

【調定合算】県税C、納税者番号、課すべき年度、課税期別、調定C、調定通番、合算C、税率、業務更新日、課税対象面積、確定評価額、確定総持分評価額、確定住控額、確定特控額、確定控除額計、確定控後評価額、確定免点額、確定課税対象額、確定課税標準額、確定端前税額、確定税額、確定減免額、確定減額額、確定減額内訳一減額C、確定減額内訳一減額額、確定減額合計額、確定確定税額、増差評価額、増差総持分評価額、増差住控額、増差特控額、増差控除額計、増差控後評価額、増差免点額、増差課税対象額、増差課税標準額、増差端前税額、増差税額、増差減免額、増差減額額、増差減額合計額、増差確定税額、照会用税率、管轄県税C、取消F、作成区分C、作成日

【納税者ワーク】県税C、納税者番号、業務更新日、調定C、個人番号、法人番号、代表、組織区分C1、組織区分C2、名称カナ、名称漢字、生年月日、性別、名寄番号、所在地一郵便番号、所在地一住所C、所在地一漢字、所在地一カナ、取得区分、電話番号、納貯C、管轄県税C、土地一税率、土地一課税標準、土地一端後税額、住宅一税率、住宅一課税標準、住宅一端後税額、他家屋一税率、他家屋一課税標準、他家屋一端後税額、土地一税額計、家屋一税額計、土地合算数、家屋合算数、合算ER数、合土一税額ERF、合土一免矛盾、合土一1年ERF、合土一合算C、合土一税率、合土一免点、合土一物件数、合土一帳面積、合土一課税面積、合土一評価額、合土一総評価、合土一特控額、合土一控評価、合土一免点額、合土一対象額、合土一課標準、合土一端前税、合土一端後税、合家一税額ERF、合家一物矛盾ERF、合家一住控除ERF、合家一免矛盾、合家一除外矛盾、合家一1年ERF、合家一合算C、合家一税率、合家一地目種類、合家一免点、合家一除外、合家一物件数、合家一帳面積、合家一課税面積、合家一評価額、合家一経年評価、合家一総評価、合家一住控額、合家一区画数、合家一住宅数、合家一特控除、合家一控評価、合家一免点額、合家一対象額、合家一課標準、合家一端前税、合家一端後税、有効原票数、有効物件数、有効連帯者数、原票連番数、原単位ER数、連帯者ER数、連免点ER数、連帯者失格数、エラーF、連帯者矛盾F、免点ERF、土一税率超過F、家一税率超過F、土一合算超過F、家一合算超過F、土一税額ERF、家一税額ERF、前年度F、賦課区分C、既確定F、取消F、作成区分C、作成日、原単位宅造矛盾数

【連帯者ワーク】県税C、納税者番号、連帯者No.、業務更新日、個人番号、法人番号、名寄番号、組織区分C1、組織区分C2、名称カナ、名称漢字、所在地一郵便番号、所在地一住所C、所在地一漢字、所在地一カナ、生年月日、性別、電話番号、失格F、エラーF、免点ERF、取消F、作成区分C、作成日

【原票ワーク】県税C、納税者番号、原票No.、業務更新日、原票連番、総持分分子、総持分分母、登記日、承取得原因、承取得日、許可内訳C、許可日、前所有者一組織区分C1、前所有者一組織区分C2、前所有者一名称漢字、前所有者一郵便番号、前所有者一住所C、前所有者一所在地漢字、共有者数、算出取得日、有効物件数、有効農地数、物件ERF数、持分ERF数、近傍矛盾数、控除後評ER数、総持分ERF、許可矛盾F、エラーF、取消F、作成区分C、作成日、物件宅造矛盾数、登記番号

【物件ワーク】県税C、納税者番号、原票No.、枝番、筆棟番、業務更新日、原取得日、原取得原因、物件一所在地C、物件一所在地、家屋番号、構造一主体、構造一屋根、構造一地上、構造一地下、地目一帳、地目一現況、地目一具体名、区画数、面積一帳、面積一課税、除外C、宅造C、免点C、評点数、一点単価、当初評価額、近傍計算額、造成費、評価額、総持分評価額、控除後評価額、免点未満額、課税対象評価額、経年評価額、住宅控除C、住宅控除面積、住宅控除区画、住宅控除額、特例控除C、特例控除額、合算C、税率、近傍一枝番、近傍一筆、算出取得日、近傍配下物数、近傍矛盾F、控除後評ERF、エラーF、作成区分C、作成日、宅造取得日矛盾F、取消F

【持分ワーク】県税C、納税者番号、原票No.、連帯者No.、業務更新日、持分分子、納持分分母、エラーF、取消F、作成区分C、作成日

**(4) 県たばこ税**

【納税者】納税者区分、開始日、変更日、廃止日、納期限有無F、担当者情報

【期別管理】調定額、月別調定額

【課税期別】課税本数、課税額、免除1号本数、免除1号税額、免除2号本数、免除2号税額、免除3号本数、免除3号税額、免除4号本数、免除4号税額、返還控除本数、返還控除税額、差引本数、差引税額、補てん金額、税率、加算金区分、計算基礎金額、普通徴収本数、普通徴収税額、調定C2、調定C件数2、ノーチェックF、最新調定日、法定納期限、当初申告日、当初申告額、最新過少基礎、最新過少加算、最新過加基礎、最新過加加算、最新過合加算、最新過少調定日、最新不申C、最新不申基礎、最新不申加算、最新不申調定日、最新重加C、最新重加基礎、最新重加加算、最新重加調定日、過合加算金額

【調定】県税C、納税者番号、課すべき年度、課税期別、調定C、調定通番、調定順番、業務更新日、税目C、管轄県税C、調定年度、調定日、更正請求日、還付請求日、元法定納期限、法定納期限、指定納期限、集計日、確定課税本数、確定課税税額、確定1号本数、確定1号税額、確定2号本数、確定2号税額、確定3号本数、確定3号税額、確定4号本数、確定4号税額、確定返還本数、確定返還税額、確定差引本数、確定差引税額、確定補てん額、確定税率、増差課税本数、増差課税税額、増差課税免除、増差1号本数、増差1号税額、増差2号本数、増差2号税額、増差3号本数、増差3号税額、増差4号本数、増差4号税額、増差返還本数、増差返還税額、増差差引本数、増差差引税額、増差補てん金、増差税率、過少基礎、過少加算金、加算分基礎、加算分加算金、加算金合計、不申告区分、不申告基礎、不申告加算金、重加算区分、重加算基礎、重加算加算金、普通徴収本数、普通徴収税額、現年調定件数、現年調定額、歳出還付件数、歳出還付額、欠損件数、欠損額、滞繰額、滞繰減額、ノーチェックF、取消F、作成区分C、作成日、現在加算現在、過少基礎現在、過少加算現在、過加基礎現在、過加加算現在、過合加算現在、不申基礎現在、不申加算現在、重加基礎現在、重加算現在

**(5) 鉱区税**

【納税者】登録県C、鉱業権区分C、番号、設定事由、登録日、承継日、変更日、消滅事由、消滅日、鉱区区分C、延長回数、存続期限、非課税C、鉱種名、鉱種名1、鉱種名2、県内市町村C、県外県C、県外市町村、県内面積、県外面積、合計面積、共同者数、組織区分C1、組織区分C2、名称漢字、所在地一郵便番号、所在地一住所C、所在地一漢字、共同者一非課税C

【課税期別】確定税額、確定累計、確定課税標準、確定月数、確定額

【調定】県税C、納税者番号、課すべき年度、課税期別、調定C、調定通番、業務更新日、調定年度、調定日、集計区分、確定税額、確定累計、確定課税標準、確定月数、確定調定額、過不足税額、減効力発生日、元法定納期限、法定納期限、指定納期限、集計日、現年調定件数、現年調定金額、歳出還付件数、歳出還付金額、欠損減額件数、欠損減額金額、滞繰減額件数、滞繰減額金額、取消F、作成区分C、作成日



**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

**(6) 軽油引取税**

【納税者】特徴者区分、開始日、申請日、登録日、指定日、元売業者名1、元売業者名2、元売業者名3、担当者情報、変更日、廃止日、削除日、調査開始年月、調査終了年月、事業所数、申告書出力F、特徴者交付F、旧特徴者番号、事業者C、新特徴者番号、整理番号、様式出力F

【事業所】県税C、納税者番号、事業所C、業務更新日、事業所名一漢字、事業所名一カナ、所在地一郵便番号、所在地一住所C、所在地一漢字、所在地一カナ、開始日、変更日、廃業日、貯蔵設備一軽油数量、貯蔵設備一軽油基数、貯蔵設備一灯油数量、貯蔵設備一灯油基数、貯蔵設備一重油数量、貯蔵設備一重油基数、貯蔵設備一その他数量、貯蔵設備一その他基数、貯蔵設備一ローリー数量、貯蔵設備一ローリー台数、採取日、換算比重軽油、換算比重灯油、分溜性状初溜、分溜性状5、分溜性状10、分溜性状20、分溜性状30、分溜性状40、分溜性状50、分溜性状60、分溜性状70、分溜性状80、分溜性状90、寒冷地F、証票番号、事業所TEL、取消F、作成区分C、作成日、変更県税

【期別管理】申告別調定額

【課税期別】特徴者区分、調定C1、調定件数1、最新調定日、法定納期限、当初申告日、当初申告額、納入数量、144の2、144の5-1、144の5-2、免税軽油、合衆国軍隊数量、非課税小計、差引計数量、欠減量数量、特別課税標準、特別確定税額、還付免除税額、差引税額、修正限度額1、修正限度額2、販売等数量、控除分数量、納付課税標準、納付確定税額、普通課税標準、普通確定税額、過少基礎金額、過少加算金額、加基礎金額、過加加算金額、過合加算金額、不申告基礎1、不申告加算1、不申告基礎2、不申告加算2、重加算基礎1、重加算加算1、重加算基礎2、重加算加算2、最新過少基礎、最新過少金額、最新過加基礎、最新過加金額、最新過合加算、最新過合調定日、最新不申C、最新不申基礎、最新不申金額、最新不申調定日、最新重加C、最新重加基礎、最新重加金額、最新重加調定日、ノーチェックF

【調定】県税C、納税者番号、課すべき年度、実績年月、申告区分、調定C、調定通番、調定RC順番、業務更新日、管轄県税C、特徴者区分、調定年度、調定日、集計日、元法定納期限、法定納期限、納期限、更正請求日、免除申請日、ノーチェックF、納入数量、144の2、144の5-1、144の5-2、免税軽油、合衆国軍隊数量、非課税小計、差引計数量、欠減量数量、特別課税標準、特別確定税額、還付免除税額、差引税額、販売等数量、控除分数量、納付課税標準、納付確定税額、普通課税標準、普通確定税額、過少基礎金額、過少加算金額、過加基礎金額、過加加算金額、過合加算金額、不申告C、不申告基礎金額、不申告加算金額、重加算C、重加算基礎金額、重加算加算金額、現年減額件数、現年減額金額、歳出還付件数、歳出還付金額、不能欠損件数、不能欠損金額、滞繰減額件数、滞繰減額金額、現年調定件数、現年調定金額、取消F、作成区分C、作成日、引渡F、過少基礎現在、過少加算現在、過加基礎現在、過加加算現在、不申告基礎現在、重加算基礎現在、税目C

**(7) ゴルフ場利用税**

【納税者】開始日、廃止日、変更日、休止開始日、休止終了日、調査開始年月、調査終了年月、通常前等級1、通常後等級1、通常適用日1、通常前税率1、通常後税率1、N18前等級1、N18後等級1、N18適用日1、N18前税率1、N18後税率1、N9前等級1、N9後等級1、N9適用日1、N9前税率1、N9後税率1、身障者有無、学生有無、老年有無、早朝有無、ホール数、総延長距離、平均距離、非会員料金1、Gフィー1、証票番号、支配人会有無、キャディー有無、会員有無、季節料金有無、交付金有無、面積変更日、市町村C、交付金面積、交付金総面積、通常等級2、N18前等級2、N9前等級2、ホール数2、Gフィー2、担当者情報

【期別管理】月別調定額

【課税期別】調定C1、最新調定日、法定納期限、当初申告日、当初申告額、通常一般人員、通常一般税率、通常一般税額、通常特例人員、通常特例税率、通常特例税額、通常合計人員、通常合計税額、N18一般人員、N18一般税率、N18一般税額、N18特例人員、N18特例税率、N18特例税額、N18合計人員、N18合計税額、N9一般人員、N9一般税率、N9一般税額、N9特例人員、N9特例税率、N9特例税額、N9合計人員、N9合計税額、平一般会員1、平一般非会員1、平特例1、平合計1、土一般会員1、土一般非会員1、土特例1、土合計1、日一般会員1、日一般非会員1、日特例1、日合計1、平一般会員2、平一般非会員2、平特例2、平合計2、土一般会員2、土一般非会員2、土特例2、土合計2、日一般会員2、日一般非会員2、日特例2、日合計2、平一般会員3、平一般非会員3、平特例3、平合計3、土一般会員3、土一般非会員3、土特例3、土合計3、日一般会員3、日一般非会員3、日特例3、日合計3、営業日数平日、営業日数土曜、営業日数日祭、営業日数合計、公務業務範囲内、公務業務範囲外、公務業務合計、特例人数身障、特例人数学生等、特例人数老年、特例人数早朝、特例人数合計、確定税額、過少基礎金額、過少加算金額、過加基礎金額、過加加算金額、過合加算金額、不申告基礎1、不申告加算1、不申告基礎2、不申告加算2、重加算基礎1、重加算加算1、重加算基礎2、重加算加算2、最新過少基礎、最新過少金額、最新過加基礎、最新過加金額、最新過合金額、最新過少調定日、最新不申C、最新不申基礎、最新不申金額、最新不申調定日、最新重加C、最新重加基礎、最新重加金額、最新重加調定日、ノーチェック、集計区分、廃業F、非課税人員、調定件数1

【調定】県税C、納税者番号、課すべき年度、実績年月、調定C、調定通番、調定RC順番、業務更新日、税目コード、管轄県税C、調定年度、調定日、集計日、元法定納期限、法定納期限、納期限、更正請求日、ノーチェック、通常一般人員、通常一般税率、通常一般税額、通常特例人員、通常特例税率、通常特例税額、通常合計人員、通常合計税額、N18一般人員、N18一般税率、N18一般税額、N18特例人員、N18特例税率、N18特例税額、N18合計人員、N18合計税額、N9一般人員、N9一般税率、N9一般税額、N9特例人員、N9特例税率、N9特例税額、N9合計人員、N9合計税額、税額、平一般会員1、平一般非会員1、平特例1、平合計1、土一般会員1、土一般非会員1、土特例1、土合計1、日一般会員1、日一般非会員1、日特例1、日合計1、平一般会員2、平一般非会員2、平特例2、平合計2、土一般会員2、土一般非会員2、土特例2、土合計2、日一般会員2、日一般非会員2、日特例2、日合計2、平一般会員3、平一般非会員3、平特例3、平合計3、土一般会員3、土一般非会員3、土特例3、土合計3、日一般会員3、日一般非会員3、日特例3、日合計3、営業日数平日、営業日数土曜、営業日数日祭、営業日数合計、公務業務範囲内、公務業務範囲外、公務業務合計、特例人数身障、特例人数学生等、特例人数老年、特例人数早朝、特例人数合計、過少基礎金額、過少加算金額、過加基礎金額、過加加算金額、過合加算金額、不申告基礎金額、不申告加算金額、重加算C、重加算基礎金額、重加算加算金額、現年減額件数、現年減額金額、歳出還付件数、歳出還付金額、不能欠損件数、不能欠損金額、滞繰減額件数、滞繰減額金額、現年調定件数、現年調定金額、取消F、作成区分、作成日、集計区分、差平一般会員、差平一般非会員、差平特例、差平合計、差土一般会員、差土一般非会員、差土特例、差土合計、差日一般会員、差日一般非会員、差日特例、差日合計、差営業日数平日、差営業日数土曜、差営業日数日祭、差営業日数合計、差公務業務内、差公務業務外、差公務業務計、廃止F、過少基礎現在、過少加算現在、過加基礎現在、過加加算現在、不申告基礎現在、重加算基礎現在、非課税人員、差非課税人員

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

**3 管理収税**

【ダイジェスト】県税C、納税者番号、課すべき年度、課税期別、調定C、調定通番、業務更新日、税目C、管轄県税C、仮F、調定待ちF、納通発付区分、当初調定年度、調定日、現滞区分、最新調定年度、調定C1、本税新収日1、全体一初調定1、全体一減額1、全体一仮減額1、全体一現調定1、全体一欠損1、全体一欠損減1、全体一収入1、全体一純収入1、全体一還付1、全体一未納1、全体一過納1、全体一繰越初1、全体一繰越現1、現年度収入1、現年度純収1、年減額1、年調定減1、年減額還付1、年減額欠損1、年減額滞繰1、時効完成1、中断停止C1、欠損年度1、欠損日1、欠損区分C1、起算日1、満了日1、消滅日1、法定納期限1、元法定納期1、指定納期1、督促状態C1、督促区分C1、督促日1、納期限1、2銭終了日1、申告延長日1、除算開始日1、除算終了日1、重加対象額1、延滞金区分1、延滞金一確定額1、延滞金一減免額1、延滞金一納付すべき額1、延滞金一収入1、延滞金一純収入1、延滞金一還付1、延滞金一未納1、延滞金一過納1、延現年収入1、延現年純収1、延時効日1、延中停止C1、延起算日1、完納F1、整理支援C1、処分予約数1、徴収猶予数1、差押数1、参加差押数1、交付要求数1、換価猶予数1、嘱託数1、執行停止数1、納貯C1、金融機関C1、支店C1、預金種別C1、口座番号1、調定C2、本税新収日2、全体一初調定2、全体一減額2、全体一仮減額2、全体一現調定2、全体一欠損2、全体一欠損減2、全体一収入2、全体一純収入2、全体一還付2、全体一未納2、全体一過納2、全体一繰越初2、全体一繰越現2、現年度収入2、現年度純収2、年減額2、年調定減2、年減額還付2、年減額欠損2、年減額滞繰2、時効完成2、中断停止C2、欠損年度2、欠損日2、欠損区分C2、起算日2、満了日2、消滅日2、法定納期限2、元法定納期2、指定納期2、督促状態C2、督促区分C2、督促日2、納期限2、2銭終了日2、申告延長日2、除算開始日2、除算終了日2、重加対象額2、延滞金区分2、延滞金一確定額2、延滞金一減免額2、延滞金一納付すべき額2、延滞金一収入2、延滞金一純収入2、延滞金一還付2、延滞金一未納2、延滞金一過納2、延現年収入2、延現年純収2、延時効日2、延中停止C2、延起算日2、完納F2、整理支援C2、処分予約数2、徴収猶予数2、差押数2、参加差押数2、交付要求数2、換価猶予数2、嘱託数2、執行停止2、納貯C2、金融機関C2、支店C2、預金種別C2、口座番号2、他一区分、他一調定年度、他一調定日、他一現滞区分、他一最新調年、他一納付期限、他一調定件数、他一調定、他一減額、他一現在調定、他一欠損、他一欠損減、他一収入、他一純収入、他一還付済、他一未納、他一過納、他一滞繰初、他一滞繰現、他一現年収入、他一現年純収、他一時効完成、他一中断停C、他一欠損年度、他一欠損日、他一欠損区分、他一起算日、他一満了日、他一消滅日、他一督促C、他一督促発C、他一督促日、他一完納F、他一整理支C、他一処分予約、他一徴収猶予、他一差押数、他一参加差押、他一交付要求、他一換価猶予、他一嘱託数、他一執行停止、調定REC数、減額REC数、収納REC数、還付REC数、処分REC数、2次納税者C、取消F、減額DG数、先県税C、先納税者番号、先課すべき年度、先課税期別、先調定通番、過誤納番号、還付済F、最新減額日、最新処分日、最新収納日、県民税超過額、仮装経理F、県民税控除済、事業税控除済、作成区分C、作成日、集計区分C、連番1、連番2、均等割充当希望F、特別税F、課税番号

【収納】県税C、納税者番号、課すべき年度、課税期別、調定C、調定通番、収納通番、業務更新日、収入年度、カード区分C、管轄県税C、調定年度、税目C、消込納税者、消込課税期別、消込調定C、消込調定通番、収入区分C、県民税税割、県民税均等割、県民税延滞金、県民税計、一般税税額、一般税延滞金、一般税過少、一般税不申告、一般税重加算、その他区分C、その他金額、一般税計、消込額合計、領収日、払込日、還付処理年度、還付調書番号、処分県税C、処分年度、処分連番、純法県税割、純法県均等割、純法県延滞金、純一般税額、純一般延滞金、純一般過少、純一般不申告、純一般重課税、純その他金額、法県過誤納番号、法県還付済F、一般過誤納番号、一般還付済F、取消F、作成日、作成区分C、連番1、連番2、特別税F、事業税ダミーF、収納チャネルC

【還付充当】県税C、納税者番号、課すべき年度、課税期別、調定C、調定通番、還付通番、業務更新日、税目C、管轄県税C、還付処理年度、還付調書番号、本税1-1、本税1-2、延滞金1、本税2、延滞金2、過少申告、不申告、重加算、その他区分C、その他金額、利子割、還付加算金、還付区分C、還付決議日、還付支払日、宛先区分C、支払区分C、還付支払済日、作成日、作成区分C、特別税F、事業税ダミーF

【処分】県税C、納税者番号、課すべき年度、課税期別、調定C、調定通番、収税処分通番、業務更新日、処分県税C、処分番号年度、処分連番、税目C、管轄県税C、調定指定C、処分区分C、処分物件C、処分事由C、処分年度、処分決議日、効力発生日、効力失効日、処分解除日、処分解除C、督促状態C、督促区分C、督促日、本税、県民税均等割、延滞金、過少申告、不申告、重加算、その他区分C、その他金額、合計、一部猶予F、処分解除F、取消F、作成日、作成区分C、猶予申請日、処分解除年度、解除処理日、調書管理通番、嘱託先処分C、年切日、特別税F、事業税ダミーF

【減額】県税C、納税者番号、課すべき年度、課税期別、調定C、調定通番、減額通番、業務更新日、税目C、管轄県税C、調定年度、減額事由C、調定日、元県税C、元納税者番号、元課すべき年度、元課税期別、元調定通番、減効力発生日1、減額計1、内調定減1、内減額還付1、内減額欠損1、内減額滞繰1、延減免情報1、延減免事由1、延減決議日1、延減免額1、提出期限1、還付請求日1、所得税更正日1、減効力発生日2、減額計2、内調定減2、内減額還付2、内減額欠損2、内減額滞繰2、延減免事由2、延減決議日2、延減免額2、提出期限2、還付請求日2、所得税更正日2、取消F、過誤納番号、還付済F、作成日、作成区分C、不動産減事由C、特別税F、事業税ダミーF

【過誤納】過誤納番号、業務更新日、県税C、納税者番号、課すべき年度、課税期別、調定C、調定通番、税目C、調定年度、管轄県税C、発生年度、発生区分C、発生事由C、発生日、個事調定C、発生通番、消エラー番号、その他区分C、実件数F、過誤納額戻出、過誤納額歳出、過誤納額合計、利子割発生額、個事戻出本1、個事戻出延1、個事戻出本2、個事戻出延2、個事歳出本1、個事歳出延1、個事歳出本2、個事歳出延2、収納通番、収入年度、払込日、領収日、収納過誤納額、収納件数、帳票収納額、帳票領収日、帳票収納件数、帳票現調定額、元県税C、元納税者番号、元課すべき年度、元課税期別、元調定通番、取消不能F、アラームF、過誤納取消F、集計基準日、アクセス年度、作成日、作成区分C、不動産事由C、緊急還付F、連結先過誤納番号

【還付調書】管轄県税C、還付処理年度、還付調書番号、業務更新日、県税C、納税者番号、課すべき年度、課税期別、調定C、調定通番、税目C、調定年度、発生区分C、発生事由C、発生日、還付請求日、確定申告期限、みなす納付日、納付済額、納付すべき額、過誤納額、充当額、差引還付額、利子割発生額、利子割充当額、利子割還付額、還加算発生額、還加算充当額、還加算還付額、還加算計C、その他区分C、支払区分C、金融機関、金融機関C、支店C、預金種別C、口座番号、宛先区分C、組織区分C1、組織区分C2、名称力ナ、名称漢字、宛先郵便番号、宛先県C、所在地力ナ、所在地漢字、宛先有無F、還付基準日、還付決議日、還付支払日、充当数、アラームF、還付支払済日、作成日、作成区分C、通知年度1、通知番号1、通知年度2、通知番号2、歳出還付発生額、歳出還付充当額、不動産減事由、管理用無効F、2次納税者C、特納付済額、特納付すべき額、特過誤納額、特充当額、特差引還付額、特還加算発生額、特還加算充当額、特還加算還付額、特歳出還付発生額、特歳出還付充当額、課税番号

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

【収税処分調書】処分県税C、処分年度K、処分連番、名寄せ番号、業務更新日、調書履歴通番、処分調件数、処分区分C、処分物件C、処分事由C、処分年度、処分決議日、猶予申請日、効力発生日、当初効失効日、猶予延期終期、嘱託先C、嘱託先受理日、嘱託先処分C、嘱託処分始期、嘱託処分終期、通知日滞納者、通知日第三者、通知日利害者、処分解除年度、処分解除日、処解除C、解通知滞納者、解通知第三者、解通知利害者、本税計、均等割計、延滞金計、過少申告計、不申告計、重加算計、その他区分C、その他金額、合計、新処分番号、旧処分番号、完納件数、配当回数、配当金自本税、配当金自延滞、納税者拡張C、処解除F、取消F、作成日、作成区分C、メモ欄、国税本税計、国税均等割計、国税延滞金計、国税過少申告計、国税不申告計、国税重加算計、国税その他区分C、国税その他金額、国税計、管轄県税C

【収税処分調書管理】収税処分番号、調書管理通番、業務更新日、県税C、納税者番号、課すべき年度、課税期別、調定C、調定通番、処分履歴通番、税目C、管轄県税C、調定指定C、当初調定年度、判定C、2次納税者C、一部猶予F、本税、県民税均等割、延滞金、過少申告、不申告、重加算、その他区分C、その他金額、合計、事業年度終期、調定日、納期限、指定納期限、督発日、年切日、作成日、作成区分C、国税本税計、国税均等割計、国税延滞金計、国税過少申告計、国税不申告計、国税重加算計、国税その他区分C、国税その他金額、国税計、課税番号

**4 自動車税**

【宛名】宛名番号、履歴順番、検索用力ナ氏名、氏名フリガナ、組織C1、組織C2、氏名漢字、郵便番号、住所C、市町村名、町字名、番地、市町村町字番地、住所方書、バーC情報、係C、担当者C、連絡区分C、電話番号種別1、電話番号1、納貯C、金融機関C、口座種目C、口座番号、一部振替F、還付用金融機関C、還付用口座種目C、還付用口座番号、一部還付F、作成事由C、作成日、修正日、基本ファイル件数、統合区分、名寄せ番号、公示送達事由C、修正事由C、修正県税C、氏名フリガナ補記、氏名漢字補記、住所補記、住所方書補記、納税者情報補記、納通返戻調査状況CD、督促返戻調査状況CD

【宛名登録番号】県税C、年度、番号、枝番、整理番号、納税状況区分C

【宛名処分番号】県税C、年度、処分番号

【補記】宛名番号、履歴順番、氏名フリガナ、組織C1、組織C2、氏名漢字、郵便番号、住所C、市町村名、町字名、番地、市町村町字番地、住所方書、電話番号種別2、電話番号2、電話番号種別3、電話番号3、住宅地図情報、異動区分C、異動日、メモ欄

【登録キー】登録番号、登録ファイル履歴数、証明書発行停止F

【登録】新登録番号、履歴順番、旧登録番号、新車台番号、新車台、新キー車台番号、旧車台、旧キー車台番号、業務種別C、最新業務種別C、申告日、最新申告日、自営区分、税率、年税額、賦課区分C、賦課形態C、納税義務者番号、納税義務者履歴順番、使用者番号、使用者履歴順番、所有者番号、所有者履歴順番、所使同一ビット、所有者C、所有権解除日、初度登録年月、登録日、車検有効日、定置場C、管轄陸事C、新用途C、旧用途C、普通小型区分C、形状C、区分C、定員1、定員2、種別C、排気量1、積載量1、積載量2、車輛重量、車輛長さ、車輛幅、車輛高さ、車名、型式指定類別番号、型式C、型式1、識別C、原動機型式1、燃料C、塗色C、排出ガス適合C、転出抹消C、転出抹消日、作成日、処理日、処理時刻、口座振替除外F、口座還付除外F、取得税課税標準額、軽減対象区分、低燃費車C、1015燃費基準C、JC08燃費基準C、バリアフリーASV区分C、WLTC燃費基準C、OSSF、最新OSSF、申告事由CD、排ガス年認定区分、用途IDCD、R12年度燃費基準CD、ハイブリッド車CD

【登録番号変更】新登録番号、旧登録番号、申告日、現滞判定区分C、賦課時登録番号

【転出抹消】登録番号、転出抹消、転出抹消C、転出抹消日、滞線F

【滞線】賦課時登録番号、テーブル枝番、滞線T件数、賦課時県税C、賦課年度、番号、枝番、整理番号、賦課時宛名番号、完納F

【基本】県税C、賦課年度、番号、枝番、整理番号、登録履歴順番、現在登録番号、賦課すべき年度、自営区分、税率、年税額、賦課区分C、賦課日、普通徴収分賦課額、証紙徴収分賦課額、賦課形態C、納税義務者番号、納税義務者履歴順番、賦課時使用者、使用者番号、使用者履歴順番、賦課時所有者、所有者番号、所有者履歴順番、所使同一ビット、賦課時所有者C、所有権解除日、初度登録年月、登録日、車検有効日、排気量、車名、塗色C、納貯C、課税保留年度、転出抹消C、転出抹消日、納期限、修正納期限、納通発付区分C、納通公示送達日、督発情報、督発日、本税督発額、延滞金督発額、督促発付区分C、督促状公示送達日、年度当初調定額、現年減額額計、現在調定税額、延滞金確定区分C、延滞金確定額、前年以前延滞金額計、現年延滞金減免額計、現在延滞金額、現年本税納付額計、現年延滞金納付額計、現年本税還充額計、現年延滞金還充額計、還付加算金、現年本税欠損額計、現年延滞金欠損額計、完納区分、本税未納額、延滞金未納額、過誤納F、本税過誤納額、延滞金過誤納額、最新領収日、減額ファイル数、収納ファイル数、欠損減免ファイル数、還付充当ファイル数、催告書発付済F、時効中断F、時効完成日、期間満了日、処分判定区分、処分件数、滞線区分、口座振替情報、滞納整理支援C、滞納整理出力F、管轄陸事C、種別割判定区分

【減額】県税C、賦課年度、番号、枝番、整理番号、登録回数、減額決議年度、減額決議日、減額事由C、減額事由発生日、作成日、訂正事由C、取消F、取消日

【収納】県税C、賦課年度、番号、枝番、整理番号、登録回数、収入年度、収入区分、払込日、領収日、納付額、本税納付額、延滞金納付額、納付区分、バッチNo.、還付充当年度、調書番号、調書枝番、作成日、訂正事由C、取消F、取消日、収納チャネルC

【欠損・減免】県税C、賦課年度、番号、枝番、整理番号、登録回数、欠損減免決議年度、欠損減免決議日、事由C、本税欠損額、延滞金欠損減免額、作成日、訂正事由C、取消F、取消日

【還付・充当】県税C、年度、番号、枝番、整理番号、登録回数、還付充当年度、還付充当調書番号、還付充当決議日、支出決定日、還付充当事由CD、還付充当発生日、本税還付充当額、延滞金還付充当額、還付加算金、支出予算区分CD、還付充当判定CD、充当件数、債権譲渡F、還付支払区分CD、作成日、取消F、取消日

【充当管理】還付充当年度、還付充当調書番号、還付充当調書枝番、充当決議日、充当適状日、充当元税目C、充当元県税C、充当元年度、充当元番号、充当元枝番、充当元整理番号、DG充元県税C、DG充元納税者番号、DG充元課年度、DG充元課税期別、DG充元調定C、DG充元調定通番、充当元本税充当額、充当元延滞金充当額、充当先税目C、充当先県税C、充当先年度、充当先番号、充当先枝番、充当先整理番号、DG充先県税C、DG充先納税者番号、DG充先課年度、DG充先課税期別、DG充先調定C、DG充先調定通番、充当先受付日、充当先納期日、充当先本税充当額、充当先延滞金充当額、充当先過加算充当額、充当先不加算充当額、充当先重加算充当額、作成日、取消F、取消日

【名寄せ更新】宛名更新日付、宛名更新時間、業務更新日、宛名番号、レコード区分、組織区分C1、組織区分C2、自税組織C2、氏名力ナ、氏名漢字、郵便番号、住所C、所在地漢字、名寄せ番号、個人番号、法人番号、性別C、生年月日



### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
賦課徴収情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>①本人または本人代理人からの入手 対象者本人（または代理人）が提出する申告書等は、地方税法等に基づき、対象者の情報を記載して提出するものであり、基本的に当該申告書等から対象者以外の情報は入手できない。なお、対象者本人（または代理人）から申告書等の提出を受ける際、記載内容を確認し、対象者本人以外の情報が記載されていないか確認を行う。</p> <p>②国税庁、他自治体、他部署からの入手 ・書面等による入手 国税庁または他自治体から提供を受ける情報は、番号法等において限定されており、法令で定める場合以外の入手は行わない。 ・国税連携システムによる入手 国税連携システムは、地方税ポータルシステムを通じて国税庁及び他自治体のみと接続しており、国税庁及び他自治体から送信される情報以外は入手できない。なお、入手した情報のうち、課税権を有しない者の所得税申告書等については、速やかに課税権を有する都道府県に回送を行う。 ・住基ネットによる入手 本人確認情報は、住基法の規定により事務処理に必要な者以外の情報は入手できない。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>①本人または本人代理人からの入手 対象者本人（または代理人）が提出する申告書等は、法令に規定された様式であることから、基本的に必要な情報以外は入手できない。なお、対象者本人（または代理人）から申告書等の提出を受ける際、記載内容を確認し、不必要な情報が記載されていないか確認を行う。</p> <p>②国税庁、他自治体、他部署からの入手 ・書面等による入手 国税庁及び他自治体からは法令に定められた情報しか提供されないため、必要な情報以外は入手できない。 ・国税連携システムによる入手 国税連携に係るインターフェース仕様（レコードレイアウト等）に基づき、国税庁または他自治体からデータ送信されるため、必要な情報以外は入手できない。 ・住基ネットによる入手 入手可能な情報はシステムの機能により本人確認情報に限定されるため、必要な情報以外は入手できない。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①本人または本人代理人からの入手 法令の規定（手続き・様式等）に基づいて、対象者本人（または代理人）から提出を受ける。</p> <p>②国税庁、他自治体、他部署からの入手 ・書面等による入手 国税庁または他自治体は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供をする。 ・国税連携システムによる入手 国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは専用線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から委託先業者まで及び委託先業者から本県までは行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用することで安全を担保するとともに、国税連携受信サーバにおいて、決められた必要な情報しか提供を受け付けないように、システムで制御する。 ・住基ネットによる入手 通信を暗号化するとともに、システム専用端末において、生体認証方式等を導入することにより、入手可能な職員を制限する。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>①本人または本人の代理人からの入手  ・本人から個人番号の提供を受ける場合  番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと身分証明書等の提示を受け、これらに記録されている4情報及び顔写真等を確認するなどの方法により行う。  ・本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合  番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第6条等の規定に基づき、戸籍謄本等の提示を受けて代理権を確認するとともに、代理人の個人番号カード、身分証明書等の提示を受け、これらに記録されている4情報及び顔写真等を確認するなどの方法により行う。</p> <p>②国税庁、他自治体、他部署からの入手  特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(入手元における本人確認の方法は①と同様である)。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>①本人または本人の代理人からの入手  ・本人から個人番号の提供を受ける場合  番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第3条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カード等の提示を受けて確認するほか、税務オンラインシステム等で保有する情報を確認するなどの方法により行う。  ・本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合  番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第9条等の規定に基づき、本人の個人番号カード(またはその写し)等の提示を受けて確認するほか、税務オンラインシステム等で保有する情報を確認するなどの方法により行う。</p> <p>②国税庁、他自治体、他部署からの入手  特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(入手元における本人確認の方法は①と同様である)。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>①本人または本人の代理人からの入手  地方税法等に基づいて本県に提出された申告書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。なお、税務オンラインシステムでは、申告書等に記載された情報を保有するが、対象者から申告等がある都度、保有する情報(個人番号・4情報等)を確認するとともに、情報の正確性に疑義が生じた場合、住基ネットによる確認や対象者への聞き取り等を行い、適宜修正することで、情報の正確性を確保する。</p> <p>②国税庁、他自治体、他部署からの入手  正確性の確保については、特定個人情報の入手元に委ねられる。なお、国税連携システムにより入手する所得税申告書等については、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行い、修正された情報が国税庁から送信される。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①本人または本人の代理人からの入手  県税事務所等に来所して提出する場合、窓口で対面にて收受する。また、郵送の場合、必ず郵便または信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れないよう、十分に確認の上、県税事務所等に送付する旨を、本県ホームページ等にて案内する。</p> <p>②国税庁、他自治体、他部署からの入手  ・書面等による入手  他官庁等に出向いて入手する場合、窓口で対面にて收受し記録する。他官庁の職員等が県税事務所等に来所して提出する場合、窓口で対面にて收受し記録する。また、郵送の場合、必ず郵便または信書便を利用するように伝え、收受後記録する。  ・国税連携システムによる入手  国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは専用線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から委託先業者まで及び委託先業者から本県までは行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用するとともに、ファイアウォールを設置して通信制御を行う。  ・住民基本台帳ネットワークシステムによる入手  通信を暗号化するとともに、システム専用端末において生体認証等による認証を行う。また、本人確認情報を照会した場合は業務端末使用簿、照会結果を印刷した場合は帳票管理簿にその記録を残す。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	利用者毎にアクセス権限を設定し、事務に必要な範囲の特定個人情報のみにアクセスできるよう制御している。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	税務オンラインシステムにおいて、個人番号を含めてシステムで保有する情報は、事務に必要な情報に限定されている。また、税務オンラインシステムは、他のシステムとネットワーク接続していないため、事務に必要な情報と紐付けされない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務オンラインシステムへのログインは、利用者(※)ごと割り当てた利用者ID、パスワードと装置で読み取る生体認証により行う。なお、利用者ごとにアクセス可能な情報を制限する。また、パスワードの入力を連続して複数回誤った場合は、自動的に当該利用者IDの利用を停止し、なりすましによる不正ログインを防止する。</li> <li>(※)税務課・各県税事務所・自動車税事務所(支所含む)の職員及び補助員</li> <li>・税務オンラインシステムの維持管理業務を行う税務課職員及び委託先業者には、別途、個人ごとに共用コンピュータのユーザIDを割り当て、共用コンピュータにログインする際はユーザID及びパスワードによる認証を行う。なお、ユーザIDによりアクセス可能な情報を制限する。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>①発効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務オンラインシステムのID・パスワードについて、県税事務所等の情報セキュリティ管理者(以下、「県税等管理者」という。)が年度ごとに所属内職員分の申請を行う。申請に対して、税務課のユーザ管理者が利用者ID・初期パスワードの発効を行い、県税等管理者に通知する。県税等管理者は所属内の利用者に対して利用者ID・初期パスワードを配付する。利用者がパスワードの変更及び生体認証情報の登録を実施した後に、税務オンラインシステムを利用可能とする。利用者ID・パスワードの登録・変更については全て書面で記録を残し保管する。また、補助員分のID・パスワードは随時県税等管理者からの申請に基づき、税務課のユーザ管理者にて照会権限のみ付与したID・初期パスワードを発効し、利用者はパスワードの変更及び生体認証情報の登録を行う。</li> <li>・アクセス権限の管理は、税務課において承認を受けた者のみが操作可能であり、必要な時のみ割り当てを行う。</li> <li>・共用コンピュータのユーザIDについて、年度ごとに行政改革ICT推進課に共用コンピュータ利用登録申請を行い、許可を得た職員及び委託先業者について、ユーザIDを付与する。</li> </ul> <p>②失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務オンラインシステムのID・パスワード及び生体認証について、年度末に職員の人事異動等により使用しなくなったID・パスワード及び生体認証の失効処理を行う。また、年度途中で退職等により使用しなくなったID・パスワード及び生体認証について、県税等管理者から報告があり次第失効処理を行う。利用者ID・パスワード及び生体認証の削除については全て書面で記録を残し保管する。</li> <li>・共用コンピュータのユーザIDについて、不要になった場合速やかに行政改革ICT推進課に報告する(行政改革ICT推進課で直ちに失効処理を行う)。</li> </ul>
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	税務オンラインシステムのID・パスワードについて、必ずシステム利用者ごとに割り当てる。また、税務課のユーザ管理者は県税事務所等のセキュリティ管理者からの申請内容が適正かどうか確認を行う。アクセス権限の登録・変更内容については管理表を作成し、定期的に当該管理表の確認を行う。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	税務オンラインシステムにおいて保有情報へのアクセスログを取得する。ログは、どの職員が、いつ、どの事務処理を実施したのかを、7年間システム内または電子記録媒体に保存する。なお、保存したログ

		により、特定個人情報へのアクセス状況等が分かる資料を作成し、月1回担当職員が分析する。
その他の措置の内容	税務オンラインシステムは県税事務所等に設置した業務端末からのみ利用可能で、業務端末にログインする際は、ID及びパスワードによる認証を行う。なお、業務端末のパスワードは定期的に変更を行う。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託業者の選定を行う際は、プライバシーマークやISMS(ISO/IEC 27001)等の認証取得事業者であること等、特定個人情報の保護を適切に行えることを確認する。なお、契約に当たっては、栃木県個人情報取扱事務委託基準に基づき、契約書に委託先が個人情報取扱特記事項に掲げる内容を遵守する旨を記載する。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書に個人情報取扱特記事項を明記している。</li> <li>・委託先から業務従事者の名簿を作成・提出させることにより、委託業務に従事する者を把握する。(以下は税務オンラインシステム維持管理業務委託に限る)</li> <li>・提出された名簿に基づき、行政改革ICT推進課に申請を行い、許可を得られれば、業務従事者ごとにユーザIDを付与する。なお、委託先には、税務オンラインシステムを利用する際に必要となるID・パスワードは付与しない。</li> <li>・委託先の作業場所は庁舎内の委託元が指定する場所に限定する。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	委託先が業務を処理するために特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある場合、委託先から利用目的、取扱方法、期間等の提示を受け、必要性が認められれば許可するとともに、その記録を残す。また、委託先の取扱状況を適宜確認するとともに、委託先から完了報告を受けた際は消去等の確認を行い、その記録を残す。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先が業務により知り得た情報を目的外利用すること及び第三者に提供することを禁止する。なお、契約終了後も同様とする。</li> <li>・随時、職員による調査または委託先からの報告により確認を行う。</li> </ul>	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先への特定個人情報の提供は栃木県が許可した場合のみとし、提供する際は記録簿に記録する。なお、委託先は特定個人情報を施錠及び入退室管理が可能な場所に保管する。</li> <li>・委託先の特定個人情報の取扱いについて、随時職員による確認を行う。</li> </ul>	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約先は栃木県から提供を受けた、または自ら作成・取得した資料等を、栃木県が別に指示したときを除き、業務完了後、直ちに若しくは一定期間経過後に返還または廃棄する。</li> <li>・委託先が廃棄する場合、委託先に報告書の提出を求め、確実に廃棄されたことを確認する。</li> </ul>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持</li> <li>・収集の制限</li> <li>・目的外利用及び提供の禁止</li> <li>・適正管理</li> <li>・持ち出し及び複写等の禁止</li> <li>・資料等の返還・廃棄等</li> <li>・再委託の取扱い</li> <li>・調査及び指示</li> <li>・従業者(退職者含む)への周知</li> <li>・事故発生時における報告</li> </ul>	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に委託先から提出された書面を確認の上、再委託を承認する。</li> <li>・再委託先は委託先が履行すべき義務と同等の義務を負うものとする。</li> <li>・再委託先における取扱状況等について、随時、職員による調査または委託先からの報告により確認を行い、改善の必要がある場合には改善の指示を行う。</li> </ul>
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		



5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	国税連携システムを利用して国税庁及び他都道府県へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日時、送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録する（記録の保存期間は最大730日）。なお、当該記録については、月1回担当職員が内容の点検を実施する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システムを利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行う。なお、提供処理を行う際は、管理者が提供するデータと提供先を確認し、承認を行う。</li> <li>・国税連携システムを利用した特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。</li> </ul>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システムで提供する特定個人情報について、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。</li> <li>・国税庁及び他都道府県との連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システムで提供する特定個人情報について、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。</li> <li>・国税庁及び他都道府県との連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置&gt; 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、関係職員に規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt; ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt; 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置&gt; 入手した特定個人情報について、申請等の情報または税務オンラインシステムの保有情報と突合を行い、正確性の確認を行う。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt; 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</li> <li>・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</li> <li>・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。</li> <li>・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</li> <li>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置&gt; ・共用コンピュータ及び電子記録媒体の設置(保管)場所は、生体認証等による入退室管理、監視カメラや無停電電源装置の設置、室温管理、免震措置等の対策を講じている。 ・業務端末はディスプレイに表示される情報が来庁者から見えないように措置する。また、業務端末を設置した執務室は施錠管理及び警備を行う。</p> <p>&lt;委託先業者(国税連携システム・電子申告システム(eLTAX))における措置&gt; ・国税連携システム受信サーバ、電子申告システム受信サーバ及び電子記録媒体の設置(保管)場所は、生体認証等による入退室管理、監視カメラや無停電電源装置の設置、室温管理、免震措置等の対策を講じている。 ・機器の故障時は、委託先事業者が迅速に復旧作業を行う。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置&gt; ・業務端末はウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウイルスパターンファイルを更新するとともに、電子記録媒体のアクセス制御及びログ取得を行う。 ・税務オンラインシステムで利用するネットワークは、外部接続のネットワークと分離した庁内ネットワーク(VPNまたは専用線)を利用する。</p> <p>&lt;委託先業者(国税連携システム・電子申告システム(eLTAX))における措置&gt; ・業務端末はウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウイルスパターンファイルを更新するとともに、電子記録媒体のアクセス制御及びログ取得を行う。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	<p>森林簿に係る個人情報(森林所有者の氏名及び住所1,786人分)を誤って県ホームページ(オープンデータ・ベリーとちぎ)に掲載し、令和3年12月6日(掲載日)から令和4年7月20日(覚知日)まで不特定多数の者が閲覧可能な状態となっていた。 事実判明後、速やかに当該データの公開を停止し、ホームページ上で利用者に対してダウンロードしたデータの削除を呼びかけるとともに、対象となる森林所有者に対して謝罪を行った。</p> <p>・ホームページ公開用のデータ作成時の個人情報削除漏れが一因であることから、個人情報削除の方</p>

	再発防止策の内容	法を見直した。 ・チェックシートを用いて、個人情報確実に削除されていることを複数人で確認することとした。
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者の特定個人情報は生存者の特定個人情報と分けて保管していないため、生存者の特定個人情報と同様の安全管理措置を講じる。
その他の措置の内容	—	

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法等に基づいて本県に提出された申告書等は、修正申告書等が提出された場合でも、保存期間まで常に原本として保管する必要があるため、特定個人情報を古いまま保管することとなる。</li> <li>・税務オンラインシステムでは、対象者から申告等がある都度、保有する情報(個人番号・4情報等)を確認するとともに、情報の正確性に疑義が生じた場合、住基ネットによる確認や対象者への聞き取り等を行い、適宜情報を修正する。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務オンラインシステムにおいては、委託先が庁舎内にて一定期間を経過した情報を専用のプログラムにより共用コンピュータから電子記録媒体に退避し、共用コンピュータから削除する。</li> <li>・共用コンピュータのディスク交換やハード更改等の際、契約先が庁舎内にて物理的破壊または専用ソフト等によるデータ消去を行った上で撤去する。なお、契約先にはデータ消去に係る証明書を提出させる。</li> <li>・電子記録媒体については記録媒体管理台帳で管理し、保管期間を経過した媒体は外部業者の施設にて破砕処理を行い、機密抹消の証明書を提出させる。なお、台帳にその記録を残す。</li> <li>・リース期間を経過した業務端末については、保存された情報が読み出しできないよう、フォーマットした上で、職員立ち会いの下、物理的に破砕処理することで完全に消去する。なお、契約先にはデータ消去に係る証明書を提出させる。</li> <li>・保管期間を経過した申告書等の紙媒体については、外部業者が職員立会いのもと庁舎内にて裁断を行った上で搬出し、溶解処理を行う。なお、保管文章台帳等にその記録を残す。</li> <li>・国税連携システム及び電子申告システムの削除対象データについては、システム管理者から許可を得た税務課職員が課内の国税連携システム・電子申告システム端末から削除対象を指定することで消去することとし、システム管理者から許可を得ていない職員が誤って消去することのないようにしている。</li> </ul>		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>&lt;栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置&gt; ・情報セキュリティポリシーに基づき、年1回、情報セキュリティ対策自己点検を実施する。 ・個人情報等の取扱いに関する規程に基づき、年1回、個人情報等の適正な取扱いに関する自己点検を実施する。 ・評価書の記載内容については、職員が運用状況を確認し、点検結果を踏まえ運用の問題点を改善する。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>&lt;栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置&gt; 自己点検の結果に基づき、評価書について以下の観点により内部監査を実施する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 監査結果を踏まえ、体制や規定を改善する。</p> <p>&lt;委託先業者(国税連携システム・電子申告システム(eLTAX))における措置&gt; 毎年度、委託先業者が情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>&lt;栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置&gt; ・各種会議(所長会議等)の場で、個人情報保護及び情報セキュリティに関する指導を行う。 ・新たに税務職員になった者に対しては、個人情報保護及び情報セキュリティについて記載したテキストを作成・配付の上、指導を行う。 ・年1回、全税務職員を対象に税務オンラインシステム等のセキュリティに関する自己点検を実施する。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p>&lt;情報セキュリティ・個人情報関係(全体)&gt; ・新規採用時に情報セキュリティに関する研修を実施している。 ・特定個人情報の適正な取扱いに関する年間の研修計画を策定し、事務取扱担当者、保護責任者等を対象とした研修を実施している(講義形式、演習形式、eラーニング等)。 ・未受講者に対しては、別途研修を企画し、受講の機会を確保している。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

<特定個人情報の取扱いについての検証・見直し>

- ・自己点検・監査の結果を基に、特定個人情報を取り扱う上で適切なリスク対策が講じられているか検証する。
- ・検証の結果、状況の変化等により評価書の内容や特定個人情報の取扱いについて変更する必要がある場合には、特定個人情報保護評価の再実施又は評価書の修正を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて見直しを行い、取扱事務の運用に反映させる。

<特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応(全体)>

- ・インシデント対応所属が、流出した情報の回収、情報の流出経路の特定、原因究明及び原因への対応等を行う。
- ・行政改革ICT推進課が、個人情報保護委員会への報告を行う。



## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館10階 栃木県経営管理部税務課 企画担当 (Tel.028-623-2101)
②請求方法	来庁、郵送、電子申請のいずれかの方法による請求
特記事項	県ホームページに様式・記載例等を掲載
③手数料等	[ 有料 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 有料 2) 無料</span> 【手数料額】 保有個人情報を出力した用紙1枚(面)につき10円 (手数料額、納付方法: (※郵送により交付を受ける場合は、上記費用と併せて郵送料) ) 【納付方法】 窓口での現金納付または郵送による現金納付
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</span>
個人情報ファイル名	自動車税(環境性能割・種別割)の賦課事務、個人事業税の賦課事務、不動産取得税の賦課事務、鉦区税の賦課事務、軽油引取税の賦課事務等、県たばこ税の賦課事務、収納管理に関する事務、収税に関する用務
公表場所	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館2階 栃木県民プラザ室
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館10階 栃木県経営管理部税務課 税務電算担当 (Tel.028-623-2263)
②対応方法	問合せの内容について受付票を作成、対応について記録する。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年1月30日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	栃木県パブリック・コメント制度実施要綱に基づき実施
②実施日・期間	令和5年7月19日(水)～令和5年8月18日(金)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年10月5日 実施機関から諮問書を受理 令和5年10月27日(第67回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 令和5年11月14日(個別点検) 臨時委員による特定個人情報評価書の個別点検 令和5年12月22日(第69回審査会) 審議 令和6年1月12日 答申
②方法	栃木県行政不服審査会における審議(第三者点検) 第三者点検は栃木県行政不服審査会委員に臨時委員(情報セキュリティ精通者)を加えて実施
③結果	第三者点検の結果、「県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、平成30(2018)年度の評価以降の変更箇所を含め、現時点における再評価を行った結果、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響等を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。」との答申を受けた。 なお、特定個人情報ファイルの取扱いについて、今後も適正な運用が図られるよう次のとおり意見があった。 1 「県税の賦課徴収等に関する事務 全項目評価書」の中で、リスク対策については十分な対策を講じている旨の評価をしているが、当該評価書に記載されたリスク対策を確実に実行するとともに、今後の要因変化にも十分に対応できるよう、リスク管理の維持、点検及び改善の継続に努めること。 2 委託先に対する監督指導を着実に実施するとともに、再委託先についても適切な管理監督に努めること。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月31日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	経営管理部参事兼税務課長 山西 佳明	経営管理部参事兼税務課長 町田 博志	事後	重要な変更にとらならない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
平成28年5月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	重要な変更にとらならない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
平成29年6月9日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	経営管理部参事兼税務課長 町田 博志	経営管理部参事兼税務課長 菊池 進	事後	重要な変更にとらならない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
平成29年6月9日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 別添1 備考	<p>□別添1</p> <p>・①申告書等の栃木県自動車整備振興会から栃木県に対する情報の流れは、実線(特定個人情報)</p> <p>・税務オンラインシステムの委託業者から国税連携システムに対して、実線(システム維持管理)なし</p> <p>・情報連携関係について、中間サーバ接続端末と団体内統合宛名システムは分けて記載</p> <p>・⑮納税証明書(申請・交付)納税者等と栃木県に双方向の点線(その他情報)</p> <p>□備考</p> <p>⑮納税者等からの交付申請により、納税証明書を交付する。</p>	<p>□別添1</p> <p>・①申告書等の栃木県自動車整備振興会から栃木県に対する情報の流れを、点線(その他情報)に変更。</p> <p>・税務オンラインシステムの委託業者から国税連携システムに対して、実線(システム維持管理)を追加。</p> <p>・情報連携関係について、中間サーバ接続端末を団体内統合宛名システムに含めて記載</p> <p>・⑮納税証明書(申請)と⑯納税証明書(交付)に分けて記載。⑮は納税者等から栃木県に実線(特定個人情報)、⑯は栃木県→納税者等に点線(その他情報)で記載</p> <p>⑯の追加に伴い変更前の⑯以降1つ番号線上がり</p> <p>□備考</p> <p>・「⑮ 納税者等から提出された納税証明書交付申請書を受領する。」に変更</p> <p>・「⑯⑮に基づき、納税証明書を交付する。」を追加。</p> <p>追加に伴い変更前の⑯以降1つ番号線上がり</p>	事後	重要な変更にとらならない変更 (形式的な変更のため)
平成29年6月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 (全ての記録項目) 別添2 4 自動車税 【登録】	特定個人情報ファイル記録項目を記載	特定個人情報ファイル記録項目に「OSSF、最新OSSF」を追加	事前	※が付された項目以外の変更のため事後で足りるものの任意に事前に提出 【用語の説明】 ・OSSF(オーエスエスフラグ)とは、自動車取得税及び自動車税の申告が自動車保有関係手続きのワンストップサービス(以下、「OSS」という。)を
平成29年6月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 (全ての記録項目) 別添2	特定個人情報ファイル記録項目を記載	<p>・1 共通に【納付書】を追加</p> <p>・3 管理取税及び4 自動車税の【収納】に「収納チャネルC」を追加</p> <p>・4 自動車税の【登録】に「WLTC燃費基準C」を追加</p>	事後	重要な変更にとらならない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
平成29年6月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	重要な変更にとらならない変更 (法改正による条項番号の繰上り)
平成29年6月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第12号	番号法第19条第13号	事後	重要な変更にとらならない変更 (法改正による条項番号の繰上り)
平成29年6月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第12号	番号法第19条第13号	事後	重要な変更にとらならない変更 (法改正による条項番号の繰上り)
平成29年6月9日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3 リスクに対する措置の内容	<p>・業務端末では、電子記録媒体のアクセス制御及びログ取得を行う。また、電子記録媒体は、県税事務所等が所有する媒体に限定するとともに、記録媒体管理簿を作成し媒体の管理を行う。</p> <p>・各種会議(所長会議等)の場で、事務外利用の禁止、情報漏えい防止等の情報セキュリティに関する指導を行う。</p> <p>・新たに税務職員になった者に対しては、個人情報保護及び情報セキュリティについて記載したテキストを作成・配付の上、指導を行う。</p>	<p>・業務端末では、電子記録媒体のアクセス制御及びログ取得を行う。また、電子記録媒体は、県税事務所等が所有する媒体に限定するとともに、記録媒体管理簿を作成し媒体の管理を行う。</p> <p>・各種会議(所長会議等)の場で、事務外利用の禁止、情報漏えい防止等の情報セキュリティに関する指導を行う。</p> <p>・新たに税務職員になった者に対しては、個人情報保護及び情報セキュリティについて記載したテキストを作成・配付の上、指導を行う。</p> <p>・年1回、全税務職員を対象に税務オンラインシステム等のセキュリティに関する自己点検を実施する。</p>	事後	重要な変更にとらならない変更 (リスクを明らかに軽減させる変更のため)
平成29年6月9日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法施行規則第20条第2号	番号法施行規則第20条第3号	事後	重要な変更にとらならない変更 (法改正による条項番号の繰上り)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月9日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2 リスクに対する措置の内容	番号法施行規則第20条第2号	番号法施行規則第20条第3号	事後	重要な変更にならない変更 (法改正による条項号番号の 繰上り)
平成29年6月9日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク3 リスクに対する措置の内容	番号法施行規則第20条第2号	番号法施行規則第20条第3号	事後	重要な変更にならない変更 (法改正による条項号番号の 繰上り)
平成29年6月9日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	番号法第19条第14号	番号法第19条第15号	事後	重要な変更にならない変更 (法改正による条項号番号の 繰上り)
平成29年6月9日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1⑨	・その内容「平成24年12月25日、栃木県が委託により実施したイベントの開催案内を、受託者が誤って送付先全員の氏名とメールアドレスが表示される状態で計797名に電子メールにて送信したことが判明した。誤送信の事実判明後、該当者へ謝罪し併せて誤送信したメールの削除を依頼した。」 ・再発防止策の内容「再発防止のため、委託先業者に対してテスト配信の徹底と情報セキュリティ対策の強化を指導した。」	・その内容「平成29年1月20日、私立高等学校1校の高等学校等就学支援金に係るファイルを、県内の県立高等学校25校にメールによる誤送信したことが判明した。事実判明後、情報漏えいした私立高等学校の生徒及び家族に対し謝罪するとともに、誤送信した各学校へデータ及びメールの削除を依頼し、全ての学校で削除した。」 ・再発防止策の内容「就学支援金に係る業務の見直し及び確認を行い、個人情報が含まれるデータの提供については紙媒体を基本とし、業務上やむを得ない場合のみメールを活用することとした。」 ・メール送信時におけるチェック体制の徹底を図った。 ・個人情報の取扱いの重要性等について、職員への指導を徹底した。」	事後	重要な変更にならない変更 (※が付された項目以外の変 更のため)
平成29年6月9日	Ⅳその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置> ・各種会議(所長会議等)の中で、個人情報保護及び情報セキュリティに関する指導を行う。 ・新たに税務職員になった者に対しては、個人情報保護及び情報セキュリティについて記載したテキストを作成・配付の上、指導を行う。	<栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置> ・各種会議(所長会議等)の中で、個人情報保護及び情報セキュリティに関する指導を行う。 ・新たに税務職員になった者に対しては、個人情報保護及び情報セキュリティについて記載したテキストを作成・配付の上、指導を行う。 ・年1回、全税務職員を対象に税務オンラインシステム等のセキュリティに関する自己点検を実施する。	事後	重要な変更にならない変更 (※が付された項目以外の変 更のため)
平成29年6月9日	Ⅴ開示請求、問合せ ②請求方法 特記事項	県ホームページに様式・記載例等を掲載予定	県ホームページに様式・記載例等を掲載	事後	重要な変更にならない変更 (※が付された項目以外の変 更のため)
平成29年6月9日	Ⅵ評価実施手続 3. 第三者点検 ②方法	栃木県個人情報保護審議会における審議(第三者点検)  第三者点検は栃木県個人情報保護審議会委員5名に臨時委員2名(情報セキュリティ精通者)を加えて実施	栃木県行政不服審査会における審議(第三者点検)  第三者点検は栃木県行政不服審査会委員に臨時委員(情報セキュリティ精通者)を加えて実施	事後	重要な変更にならない変更 (※が付された項目以外の変 更のため)
平成29年9月14日	Ⅰ基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 別添1 備考	□別添1 委託業者(不動産取得税関係)の記載なし  □備考 ⑦①~④に基づき個人番号、4情報、賦課情報等を税務オンラインシステムに入力する。	□別添1 ⑦課税情報として、委託業者(不動産取得税関係)から栃木県税務オンラインシステムに対して実績(特定個人情報)を追加  □備考 「⑦④のうち、市町から取得する固定資産税課税情報については、委託業者によりデータ化した上で税務オンラインシステムに取り込む。」を追加。追加に伴い変更前の⑦以降1つ番号繰上り	事前	重要な変更
平成29年9月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事前	重要な変更
平成29年9月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(1)件	(2)件	事前	重要な変更
平成29年9月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	なし	不動産取得税に係る課税情報電子媒体作成業務	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク4 リスクに対する措置の内容	②国税庁、他自治体、他部署からの入手 ・国税連携システムによる入手 国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは専用線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から本県までは行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用するとともに、ファイアウォールを設置して通信制御を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムによる入手 通信を暗号化するとともに、システム専用端末において生体認証等による認証を行う。また、本人確認情報を照会した場合は業務端末使用簿、照会結果を印刷した場合は帳票管理簿にその記録を残す。	②国税庁、他自治体、他部署からの入手 ・書面等による入手 他官庁等に出向いて入手する場合、窓口で対面にて收受し記録する。他官庁の職員等が県税事務所等に来所して提出する場合、窓口で対面にて收受し記録する。また、郵送の場合、收受後記録する。 ・国税連携システムによる入手 国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは専用線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から本県までは行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用するとともに、ファイアウォールを設置して通信制御を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムによる入手 通信を暗号化するとともに、システム専用端末において生体認証等による認証を行う。また、本人確認情報を照会した場合は業務端末使用簿、照会結果を印刷した場合は帳票管理簿にその記録を残す。	事前	重要な変更
平成29年9月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・税務オンラインシステムの利用者(※)ごとに暗証番号を割り当て、システムへログインする際は暗証番号による認証を行う。なお、利用者ごとにアクセス可能な情報を制限する。 (※)税務課・各県税事務所・自動車税事務所(支所含む)の職員及び補助員 ・税務オンラインシステムの維持管理業務を行う税務課職員及び委託先業者には、別途、個人ごとに共用コンピュータのユーザIDを割り当て、共用コンピュータにログインする際はユーザID及びパスワードによる認証を行う。なお、ユーザIDによりアクセス可能な情報を制限する。	・税務オンラインシステムへのログインは、利用者(※)ごと割り当てた利用者ID、パスワードと装置で読み取る生体認証により行う。なお、利用者ごとにアクセス可能な情報を制限する。また、パスワードの入力を連続して複数回誤った場合は、自動的に当該利用者IDの利用を停止し、なりすましによる不正ログインを防止する。 (※)税務課・各県税事務所・自動車税事務所(支所含む)の職員及び補助員 ・税務オンラインシステムの維持管理業務を行う税務課職員及び委託先業者には、別途、個人ごとに共用コンピュータのユーザIDを割り当て、共用コンピュータにログインする際はユーザID及びパスワードによる認証を行う。なお、ユーザIDによりアクセス可能な情報を制限する。	事前	重要な変更
平成29年9月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法 (下段に続く)	①発効管理 ・税務オンラインシステムの暗証番号について、年度ごとに職員分の暗証番号は暗証番号表に基づいて、県税事務所等の情報セキュリティ管理者が割り当てを行い、割り当て結果を税務課に報告する。また、補助員分の暗証番号は随時、県税事務所等の情報セキュリティ管理者からの申請に基づき、税務課にて照会権限のみ付与した暗証番号を割り当てる。 ・共用コンピュータのユーザIDについて、年度ごとに情報システム課に共用コンピュータ利用登録申請を行い、許可を得た職員及び委託先業者について、ユーザIDを付与する。	①発効管理 ・税務オンラインシステムのID・パスワードについて、県税事務所等の情報セキュリティ管理者(以下、「県税等管理者」という。)が年度ごとに所属内職員分の申請を行う。申請に対して、税務課のユーザ管理者が利用者ID・初期パスワードの発効を行い、県税等管理者に通知する。県税等管理者は所属内の利用者に対して利用者ID・初期パスワードを配付する。利用者がパスワードの変更及び生体認証情報の登録を実施した後に、税務オンラインシステムを利用可能とする。利用者ID・パスワードの登録・変更については全て書面で記録を残し保管する。また、補助員分のID・パスワードは随時県税等管理者からの申請に基づき、税務課のユーザ管理者にて照会権限のみ付与したID・初期パスワードを発効し、利用者はパスワードの変更及び生体認証情報の登録を行う。 ・アクセス権限の管理は、税務課において承認を受けた者のみが操作可能であり、必要な時のみ割り当てを行う。 ・共用コンピュータのユーザIDについて、年度ごとに情報システム課に共用コンピュータ利用登録申請を行い、許可を得た職員及び委託先業者について、ユーザIDを付与する。	事前	重要な変更
平成29年9月14日	(上段からの続き) Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	②失効管理 ・税務オンラインシステムの暗証番号について、年度末に当該年度使用していた全暗証番号の失効処理を行う。また、年度途中に不要となった暗証番号について、定期的に失効処理を行う。 ・共用コンピュータのユーザIDについて、不要になった場合速やかに情報システム課に報告する(情報システム課で直ちに失効処理を行う)。	②失効管理 ・税務オンラインシステムのID・パスワード及び生体認証について、年度末に職員の人事異動等により使用しなくなったID・パスワード及び生体認証の失効処理を行う。また、年度途中に生体認証により使用しなくなったID・パスワード及び生体認証について、県税等管理者から報告があり次第失効処理を行う。利用者ID・パスワード及び生体認証の削除については全て書面で記録を残し保管する。 ・共用コンピュータのユーザIDについて、不要になった場合速やかに情報システム課に報告する(情報システム課で直ちに失効処理を行う)。	事前	重要な変更
平成29年9月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	税務オンラインシステムの暗証番号について、必ずシステム利用者ごとに割り当てる。また、税務課の担当者は県税事務所等のセキュリティ管理者からの報告に基づいて、暗証番号の割り当て結果が適正かどうか確認を行うとともに、暗証番号管理表を作成し、定期的に当該管理表の確認を行い、不要な暗証番号の失効処理等を行う。	税務オンラインシステムのID・パスワードについて、必ずシステム利用者ごとに割り当てる。また、税務課のユーザ管理者は県税事務所等のセキュリティ管理者からの申請内容が適正かどうか確認を行う。アクセス権限の登録・変更内容については管理表を作成し、定期的に当該管理表の確認を行う。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	・契約書に個人情報取扱特記事項を明記している。 ・委託先から業務従事者の名簿を作成・提出させることにより、委託業務に従事する者を把握する。 ・提出された名簿に基づき、情報システム課に申請を行い、許可を得られれば、業務従事者ごとにユーザIDを付与する。なお、委託先には、税務オンラインシステムを利用する際に必要となるID・パスワードは付与しない。 ・委託先の作業場所は庁舎内の委託元が指定する場所に限定する。	・契約書に個人情報取扱特記事項を明記している。 ・委託先から業務従事者の名簿を作成・提出させることにより、委託業務に従事する者を把握する。 (以下は税務オンラインシステム維持管理業務委託に限る) ・提出された名簿に基づき、情報システム課に申請を行い、許可を得られれば、業務従事者ごとにユーザIDを付与する。なお、委託先には、税務オンラインシステムを利用する際に必要となるID・パスワードは付与しない。 ・委託先の作業場所は庁舎内の委託元が指定する場所に限定する。	事前	重要な変更
平成29年9月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	・契約先は栃木県から提供を受けた、または自ら作成・取得した資料等を、栃木県が別に指示したときを除き、業務完了後、直ちに返還または廃棄する。 ・委託先が廃棄する場合、委託先に報告書の提出を求め、確実に廃棄されたことを確認する。	・契約先は栃木県から提供を受けた、または自ら作成・取得した資料等を、栃木県が別に指示したときを除き、業務完了後、直ちに若しくは一定期間経過後に返還または廃棄する。 ・委託先が廃棄する場合、委託先に報告書の提出を求め、確実に廃棄されたことを確認する。	事前	重要な変更
平成29年9月14日	Ⅵ評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成26年12月25日(木)～平成27年1月24日(土)	平成29年5月26日(金)～平成29年6月25日(日)	事後	重要な変更にならない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
平成29年9月14日	Ⅵ評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成27年2月6日 実施機関から諮問書を受理 平成27年2月24日(第49回審議会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 平成27年3月24日(第50回審議会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 平成27年4月24日(第51回審議会) 審議 平成27年5月15日 答申	平成29年7月3日 実施機関から諮問書を受理 平成29年7月21日(第6回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 平成29年8月29日(第7回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 平成29年9月8日 答申	事後	重要な変更にならない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
平成29年9月14日	Ⅵ評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	第三者点検の結果、「現時点における県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響等を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。」旨答申された。 なお、特定個人情報ファイルの取扱いに係る適正な運用が図られるよう次のとおり意見があった。  1 「県税の賦課徴収等に関する事務全項目評価書(案)」の記載の中で、十分な対策を講じている旨の評価をしているリスク対策については、その十分性を持続し、向上していく必要があることから、その継続的な検討に努めること。  2 リスク対策の十分性を持続し、向上していくには、そのためのリスクマネジメントを確実に実行していく必要があることから、個人情報の保護及び情報セキュリティに関する情勢の変化に応じ、リスクマネジメントの手法等に係る必要な見直しを適宜行うこと。  3 県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報の入手、使用及び提供の業務プロセスにおいては、人為的ミスに起因する情報漏えいのリスクを軽減することが重要であり、特定個人情報を取り扱う職員等の教育、啓発に継続して努めること。	第三者点検の結果、「県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、重要な変更に関する変更箇所を含め、現時点における再評価を行ったところ、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響等を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。」との答申を受けた。 なお、特定個人情報ファイルの取扱いについて、今後も適正な運用が図られるよう次のとおり意見があった。  1 「県税の賦課徴収等に関する事務全項目評価書」の中で、リスク対策については十分な対策を講じている旨の評価をしているが、今後も十分性を持続し、更に向上していくよう、継続的なリスク対策の検討に努めること。  2 個人情報の保護及び情報セキュリティに関する情勢や環境の変化によって、リスク対策の十分性が損なわれることが無いよう、適宜リスクマネジメントの手法等に係る必要な見直しを行い、リスクマネジメントを確実に実行していくこと。  3 県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報の入手、使用及び提供の業務プロセスにおいては、人為的ミスに起因する情報漏えいのリスクを軽減することが重要であり、特定個人情報を取り扱う職員をはじめ、税務事務に関わる全ての職員への教育、啓発に継続して努めること。	事後	重要な変更にならない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
平成30年5月21日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	経営管理部参事兼税務課長 菊池 進	参事兼課長	事後	評価書様式の変更に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 別添1 備考	<p>□別添1 委託業者(受信サーバ)の記載なし</p> <p>□備考 ・② 国税庁または他都道府県からeLTAX(地方税ポータルセンタ)を通じて送信された所得税申告書等データを、国税連携システムから紙で出力する。</p> <p>・⑥ ②のうち、課税権を有しない者の所得税申告書等データについて、回送処理を行う。</p> <p>・⑦ ④のうち、市町から取得する固定資産税課税情報については、委託業者によりデータ化した上で税務オンラインシステムに取り込む。</p>	<p>□別添1 ・委託業者(受信サーバ)を追加 ・②申告データとして、eLTAX(地方税ポータルセンタ)から委託業者及び委託業者から栃木県に対して実線(特定個人情報)を追加 ・⑥回送指示として、栃木県から委託業者に点線(その他情報)を追加 ・⑦申告データとして、委託業者からeLTAX(地方税ポータルセンタ)に対して実線(特定個人情報)を追加</p> <p>□備考 ・② 国税庁または他都道府県からeLTAX(地方税ポータルセンタ)を通じて送信された所得税申告書等の電子データを、委託先業者のデータセンタに設置された国税連携受信サーバで受信する。当該データを国税連携システムから取得し、税務オンラインシステムに取り込む。</p> <p>・⑥ ②のうち、課税権を有しない者の所得税申告書等データについて、回送指示を行う。</p> <p>・⑦ ⑥により回送指示を受けた所得税申告書等データについて、回送処理を行う。</p>	事前	重要な変更
平成31年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	(2)件	(3)件	事前	重要な変更
平成31年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項3	なし	地方税電子申告支援サービス(国税連携)の提供に関する業務委託	事前	重要な変更
平成31年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p>&lt;栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置&gt; ・共用コンピュータ(※)、国税連携システム受信サーバ及び電子記録媒体は、生体認証等による入退室管理を行う部屋に設置する。部屋の入退室は、情報システム課の許可を得た職員及び委託先業者に限定する。 ・共用コンピュータ及び国税連携システム受信サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 (※)情報システム課が設置した汎用コンピュータのこと。税務オンラインシステムは汎用コンピュータを使用する。 ・税務オンラインシステム専用端末(以下、「業務端末」という。)を設置した執務室は施錠管理及び警備を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>&lt;栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置&gt; ・共用コンピュータ(※)及び電子記録媒体は、生体認証等による入退室管理を行う部屋に設置する。部屋の入退室は、情報システム課の許可を得た職員及び委託先業者に限定する。 ・共用コンピュータへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 (※)情報システム課が設置した汎用コンピュータのこと。税務オンラインシステムは汎用コンピュータを使用する。 ・税務オンラインシステム専用端末(以下、「業務端末」という。)を設置した執務室は施錠管理及び警備を行う。</p> <p>&lt;委託先業者(国税連携システム(eLTAX))における措置&gt; ・国税連携システム受信サーバ及び電子記録媒体は、生体認証等による入退室管理を行う部屋に設置する。部屋の入退室は、委託先業者のデータセンタの長の許可を得た者に限定する。 ・国税連携システム受信サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップは遠隔地にある別拠点のサーバーのデータベース内に保存される。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p>&lt;栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務オンラインシステムにおいては、一定期間を経過した情報を共用コンピュータから電子記録媒体に退避し、共用コンピュータから削除する。</li> <li>・共用コンピュータのディスク交換やハード更改等の際は、契約先において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> <li>・電子記録媒体は、保管期間経過後、保存された情報が読み出しできないよう、外部業者による破砕処理または専用ソフトを利用して完全に消去する。</li> <li>・リース期間を経過した業務端末については、契約先において、保存された情報が読み出しできないよう、専用ソフトを利用して完全に消去する。</li> <li>・申告書等の紙媒体は、保管期間経過後、外部業者による裁断溶解処理を行う。</li> <li>・国税連携システムにおいては、操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により、本県の権限がある職員が消去すること&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</li> <li>・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> </ul>	<p>&lt;栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務オンラインシステムにおいては、一定期間を経過した情報を共用コンピュータから電子記録媒体に退避し、共用コンピュータから削除する。</li> <li>・共用コンピュータのディスク交換やハード更改等の際は、契約先において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> <li>・電子記録媒体は、保管期間経過後、保存された情報が読み出しできないよう、外部業者による破砕処理または専用ソフトを利用して完全に消去する。</li> <li>・リース期間を経過した業務端末については、契約先において、保存された情報が読み出しできないよう、専用ソフトを利用して完全に消去する。</li> <li>・申告書等の紙媒体は、保管期間経過後、外部業者による裁断溶解処理を行う。</li> <li>・国税連携システムにおける特定個人情報の消去は操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により、本県の権限がある職員が実施するため、委託先業者が消去することはない。</li> <li>・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> </ul>	事前	重要な変更
平成31年2月28日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク2 リスクに対する措置の内容	<p>①本人または本人代理人からの入手 法令の規定(手続き・様式等)に基づいて、対象者本人(または代理人)から提出を受ける。</p> <p>②国税庁、他自治体、他部署からの入手 ・書面等による入手 国税庁または他自治体は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供をする。</p> <p>・国税連携システムによる入手 国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)または専用線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から本県までは行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用することで安全を担保するとともに、国税連携受信サーバにおいて、決められた必要な情報しか提供を受け付けないように、システムで制御する。</p> <p>・住基ネットによる入手 通信を暗号化するとともに、システム専用端末において、生体認証方式等を導入することにより、入手可能な職員を制限する。</p>	<p>①本人または本人代理人からの入手 法令の規定(手続き・様式等)に基づいて、対象者本人(または代理人)から提出を受ける。</p> <p>②国税庁、他自治体、他部署からの入手 ・書面等による入手 国税庁または他自治体は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供をする。</p> <p>・国税連携システムによる入手 国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)または専用線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から委託先業者まで及び委託先業者から本県までは行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用することで安全を担保するとともに、国税連携受信サーバにおいて、決められた必要な情報しか提供を受け付けないように、システムで制御する。</p> <p>・住基ネットによる入手 通信を暗号化するとともに、システム専用端末において、生体認証方式等を導入することにより、入手可能な職員を制限する。</p>	事前	重要な変更
平成31年2月28日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク4 リスクに対する措置の内容	<p>①本人または本人の代理人からの入手 県税事務所等に来所して提出する場合、窓口で対面にて收受する。また、郵送の場合、必ず郵便または信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れがないよう、十分に確認の上、県税事務所等に送付する旨を、本県ホームページにて案内する。</p> <p>②国税庁、他自治体、他部署からの入手 ・書面等による入手 他官庁等に向いて入手する場合、窓口で対面にて收受し記録する。他官庁の職員等が県税事務所等に来所して提出する場合、窓口で対面にて收受し記録する。また、郵送の場合、必ず郵便または信書便を利用するように伝え、收受後記録する。</p> <p>・国税連携システムによる入手 国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)または専用線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から本県までは行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用するとともに、ファイアウォールを設置して通信制御を行う。</p> <p>・住民基本台帳ネットワークシステムによる入手 通信を暗号化するとともに、システム専用端末において生体認証等による認証を行う。また、本人確認情報を照会した場合は業務端末使用簿、照会結果を印刷した場合は帳票管理簿にその記録を残す。</p>	<p>①本人または本人の代理人からの入手 県税事務所等に来所して提出する場合、窓口で対面にて收受する。また、郵送の場合、必ず郵便または信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れがないよう、十分に確認の上、県税事務所等に送付する旨を、本県ホームページにて案内する。</p> <p>②国税庁、他自治体、他部署からの入手 ・書面等による入手 他官庁等に向いて入手する場合、窓口で対面にて收受し記録する。他官庁の職員等が県税事務所等に来所して提出する場合、窓口で対面にて收受し記録する。また、郵送の場合、必ず郵便または信書便を利用するように伝え、收受後記録する。</p> <p>・国税連携システムによる入手 国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)または専用線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から委託先業者まで及び委託先業者から本県までは行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用するとともに、ファイアウォールを設置して通信制御を行う。</p> <p>・住民基本台帳ネットワークシステムによる入手 通信を暗号化するとともに、システム専用端末において生体認証等による認証を行う。また、本人確認情報を照会した場合は業務端末使用簿、照会結果を印刷した場合は帳票管理簿にその記録を残す。</p>	事前	重要な変更



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤ 具体的な対策の内容	<p>&lt;栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共用コンピュータ、国税連携システム受信サーバ、電子記録媒体の設置(保管)場所は、生体認証等による入退室管理、監視カメラや無停電電源装置の設置、室温管理、免震措置等の対策を講じている。</li> <li>・業務端末はディスプレイに表示される情報が来庁者から見えないように措置する。また、業務端末を設置した執務室は施錠管理及び警備を行う。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p>&lt;栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共用コンピュータ及び電子記録媒体の設置(保管)場所は、生体認証等による入退室管理、監視カメラや無停電電源装置の設置、室温管理、免震措置等の対策を講じている。</li> <li>・業務端末はディスプレイに表示される情報が来庁者から見えないように措置する。また、業務端末を設置した執務室は施錠管理及び警備を行う。</li> </ul> <p>&lt;委託先業者(国税連携システム(eLTAX))における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システム受信サーバ及び電子記録媒体の設置(保管)場所は、生体認証等による入退室管理、監視カメラや無停電電源装置の設置、室温管理、免震措置等の対策を講じている。</li> <li>・機器の故障時は、委託先業者が迅速に復旧作業を行う。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	事前	重要な変更
平成31年2月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥ 具体的な対策の内容	<p>&lt;栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務端末はウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウイルスパターンファイルを更新するとともに、電子記録媒体のアクセス制御及びログ取得を行う。</li> <li>・税務オンラインシステムで利用するネットワークは、外部接続のネットワークと分離した庁内ネットワーク(VPNまたは専用線)を利用する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul>	<p>&lt;栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務端末はウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウイルスパターンファイルを更新するとともに、電子記録媒体のアクセス制御及びログ取得を行う。</li> <li>・税務オンラインシステムで利用するネットワークは、外部接続のネットワークと分離した庁内ネットワーク(VPNまたは専用線)を利用する。</li> </ul> <p>&lt;委託先業者(国税連携システム(eLTAX))における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務端末はウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウイルスパターンファイルを更新するとともに、電子記録媒体のアクセス制御及びログ取得を行う。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul>	事前	重要な変更
平成31年2月28日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ② 具体的な内容	<p>&lt;栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置&gt;</p> <p>自己点検の結果に基づき、評価書について以下の観点により内部監査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書記載事項と運用実態のチェック</li> <li>・個人情報保護に関する規定、体制整備</li> <li>・個人情報保護に関する人的安全管理措置</li> <li>・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育</li> <li>・個人情報保護に関する技術的安全管理措置</li> </ul> <p>監査結果を踏まえ、体制や規定を改善する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	<p>&lt;栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置&gt;</p> <p>自己点検の結果に基づき、評価書について以下の観点により内部監査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書記載事項と運用実態のチェック</li> <li>・個人情報保護に関する規定、体制整備</li> <li>・個人情報保護に関する人的安全管理措置</li> <li>・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育</li> <li>・個人情報保護に関する技術的安全管理措置</li> </ul> <p>監査結果を踏まえ、体制や規定を改善する。</p> <p>&lt;委託先業者(国税連携システム(eLTAX))における措置&gt;</p> <p>毎年度、委託先業者が情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	事前	重要な変更
平成31年2月28日	全体	サーバー	サーバ	事後	重要な変更にあたらない変更 (「サーバ」と「サーバー」の表記が混在していたため、表記を統一した)
平成31年2月28日	Ⅵ評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成29年5月26日(金)～平成29年6月25日(日)	平成30年10月23日(火)～平成30年11月22日(木)	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	VI評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成29年7月3日 実施機関から諮問書を受理 平成29年7月21日(第6回審査会) 実施機関 からの説明及び質疑応答・審議 平成29年8月29日(第7回審査会) 実施機関 からの説明及び質疑応答・審議 平成29年9月8日 答申	平成30年11月26日 実施機関から諮問書を受 理 平成30年12月14日(第19回審査会) 実施機関 からの説明及び質疑応答・審議 平成30年12月21日(個別点検)臨時委員による 特定個人情報評価書の個別点検 平成31年2月4日(第21回審査会) 実施機関 からの説明及び質疑応答・審議 平成31年2月13日 答申	事後	重要な変更に当たらない変更 (※が付された項目以外の変 更のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	VI評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	<p>第三者点検の結果、「県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、重要な変更に関する変更箇所を含め、現時点における再評価を行ったところ、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響等を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。」との答申を受けた。</p> <p>なお、特定個人情報ファイルの取扱いについて、今後も適正な運用が図られるよう次のとおり意見があった。</p> <p>1 「県税の賦課徴収等に関する事務全項目評価書」の中で、リスク対策については十分な対策を講じている旨の評価をしているが、今後も十分性を維持し、更に向上していくよう、継続的なリスク対策の検討に努めること。</p> <p>2 個人情報の保護及び情報セキュリティに関する情勢や環境の変化によって、リスク対策の十分性が損なわれることが無いよう、適宜リスクマネジメントの手法等に係る必要な見直しを行い、リスクマネジメントを確実に実行していくこと。</p> <p>3 県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報の入手、使用及び提供の業務プロセスにおいては、人為的ミスに起因する情報漏えいのリスクを軽減することが重要であり、特定個人情報を取り扱う職員をはじめ、税務事務に関わる全ての職員への教育、啓発に継続して努めること。</p>	<p>第三者点検の結果、「県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、重要な変更に関する変更箇所を含め、現時点における再評価を行ったところ、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響等を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。」との答申を受けた。</p> <p>なお、特定個人情報ファイルの取扱いについて、今後も適正な運用が図られるよう次のとおり意見があった。</p> <p>1 「県税の賦課徴収等に関する事務全項目評価書」の中で、リスク対策については十分な対策を講じている旨の評価をしているが、当該評価書に記載されたリスク対策を確実に実行するとともに、今後も十分性を維持し、更に向上していくよう、継続的なリスク対策の検討と実施に努めること。</p> <p>2 今般の委託によりリスク対応が改善される面もあるが、委託に伴ってリスクが増える可能性にも留意し、委託先への厳格な管理監督に努めること。</p> <p>3 ログ確認等の頻度に係る妥当性について継続した検討に努めると共に、監査やログ確認を行っていない期間中、何らかの異常や不正が発生している可能性に十分留意し、リスク対策の実施に努めること。</p>	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
平成31年2月28日	VI評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成26年12月15日	平成31年2月28日	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和1年6月26日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	参事兼課長	税務課長	事後	評価書の見直しに係る変更
令和2年5月25日	IVその他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検	<p>&lt;栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティポリシーに基づき、年1回、情報セキュリティ対策自己点検を実施する。</li> <li>・個人情報の取扱いに関する規程に基づき、年1回、個人情報等の適正な取扱いに関する自己点検を実施する。</li> <li>・評価書の記載内容については、職員が運用状況を確認し、点検結果を踏まえ運用の問題点を改善する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>	<p>&lt;栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティポリシーに基づき、年1回、情報セキュリティ対策自己点検を実施する。</li> <li>・個人情報の取扱いに関する規程に基づき、年1回、個人情報等の適正な取扱いに関する自己点検を実施する。</li> <li>・評価書の記載内容については、職員が運用状況を確認し、点検結果を踏まえ運用の問題点を改善する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>	事後	評価書の見直しに係る変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月25日	IVその他のリスク対策 2. 従業者に対する普及・啓発	<p>&lt;栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種会議(所長会議等)の場で、個人情報保護及び情報セキュリティに関する指導を行う。</li> <li>・新たに税務職員になった者に対しては、個人情報保護及び情報セキュリティについて記載したテキストを作成・配付の上、指導を行う。</li> <li>・年1回、全税務職員を対象に税務オンラインシステム等のセキュリティに関する自己点検を実施する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul>	<p>&lt;栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種会議(所長会議等)の場で、個人情報保護及び情報セキュリティに関する指導を行う。</li> <li>・新たに税務職員になった者に対しては、個人情報保護及び情報セキュリティについて記載したテキストを作成・配付の上、指導を行う。</li> <li>・年1回、全税務職員を対象に税務オンラインシステム等のセキュリティに関する自己点検を実施する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul> <p>&lt;情報セキュリティ・個人情報関係(全体)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用時に情報セキュリティに関する研修を実施している。</li> <li>・特定個人情報の適正な取扱いに関する年間の研修計画を策定し、事務取扱担当者、保護責任者等を対象とした研修を実施している(講義形式、演習形式、eラーニング等)。</li> <li>・未受講者に対しては、別途研修を企画し、受講の機会を確保している。</li> </ul>	事後	評価書の見直しに係る変更
令和2年5月25日	IVその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>&lt;特定個人情報の取扱いについての検証・見直し&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・監査の結果を基に、特定個人情報を取り扱う上で適切なリスク対策が講じられているか検証する。</li> <li>・検証の結果、状況の変化等により評価書の内容や特定個人情報の取扱いについて変更する必要がある場合には、特定個人情報保護評価の再実施又は評価書の修正を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて見直しを行い、取扱事務の運用に反映させる。</li> </ul> <p>&lt;特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応(全体)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インシデント対応所属が、流出した情報の回収、情報の流出経路の特定、原因究明及び原因への対応等を行う。</li> <li>・行政改革ICT推進課が、個人情報保護委員会への報告を行う。</li> </ul>	事後	評価書の見直しに係る変更
令和4年3月31日	I 基本情報 5. 個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項及び別表第一の16の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項及び別表第一の16</li> </ul>	事後	「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更
令和4年3月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>&lt;情報照会に係る根拠規定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号及び別表第二の28の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条</li> </ul>	<p>&lt;情報照会に係る根拠規定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号及び別表第二の28</li> </ul>	事後	「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更 及び 重要な変更にとつた変更(法令の改正)
令和4年3月31日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自動車取得税・自動車税</li> <li>⑤自動車取得税・自動車税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自動車税(環境性能割・種別割)</li> <li>⑤自動車税(環境性能割・種別割)</li> </ul>	事後	重要な変更にとつた変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和4年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥委託先名	富士通株式会社 栃木支店	富士通Japan株式会社 栃木支社	事後	重要な変更にとつた変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和4年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	情報システム課	行政改革ICT推進課	事後	重要な変更にとつた変更(組織改編に伴う課名の変更)
令和4年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②消去方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子記録媒体は、保管期間経過後、保存された情報が読み出せないよう、外部業者による破砕処理または専用ソフトを利用して完全に消去する。</li> <li>・リース期間を経過した業務端末については、契約先において、保存された情報が読み出せないよう、専用ソフトを利用して完全に消去する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子記録媒体は、保管期間経過後、保存された情報が読み出せないようフォーマットした上で、職員立ち会いの下、外部業者により物理的に破砕処理することで完全に消去する。</li> <li>・リース期間を経過した業務端末については、保存された情報が読み出せないよう、フォーマットした上で、職員立ち会いの下、物理的に破砕処理することで完全に消去する。</li> </ul>	事後	重要な変更にとつた変更(※が付された項目以外の変更のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者に(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理	情報システム課	行税改革ICT推進課	事後	重要な変更当たらない変更 (組織改編に伴う課名の変更)
令和4年3月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	情報システム課	行税改革ICT推進課	事後	重要な変更当たらない変更 (組織改編に伴う課名の変更)
令和4年3月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	情報システム課	行税改革ICT推進課	事後	重要な変更当たらない変更 (組織改編に伴う課名の変更)
令和4年3月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	特定個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	事後	重要な変更当たらない変更 (組織改編に伴う組織名の変更)
令和4年3月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が入力された個人情報ファイルの公表 リスクに対する措置の内容	特定個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	事後	重要な変更当たらない変更 (組織改編に伴う組織名の変更)
令和4年3月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1-⑨	発生あり	発生なし	事後	重要な変更当たらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和4年3月31日	V開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	自動車取得税及び自動車税	自動車税(環境性能割・種別割)	事後	重要な変更当たらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和5年2月10日	I 基本情報 6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<情報照会に係る根拠規定> ・番号法第19条第7号及び別表第二の28	<情報照会に係る根拠規定> ・番号法第19条第8号及び別表第二の28	事前	重要な変更当たらない変更 (法改正による条項番号の繰り下がり)
令和5年2月10日	I 基本情報 (別添1)事務の内容備考	<収納管理事務> ⑮ 金融機関等を経由して収納データを取得し、税務オンラインシステムに取り込む。 ⑯ 過誤納金がある場合は還付または充当処理を行い、金融機関に還付データを送付するとともに、還付充当通知書を作成し本人に送付する。 ⑰ 納税者等から提出された納税証明書交付申請書を受理する。 ⑱ ⑰に基づき、納税証明書を交付する。 <収税事務> ⑲ 納期後、一定の期間を過ぎても納付がない場合、督促状、催告書を作成し滞納者に送付する。 ⑳ 滞納者について、官公署や他自治体へ実態調査、他自治体や企業等に財産調査を行う。また、国の機関や他自治体からの調査・照会について回答する。 ㉑ 納税催告によっても納付されない場合は、差押え等の滞納処分または納税の猶予措置等を行う。 <名寄せ管理事務> ㉒ 納税通知書等が返戻になった場合等、必要に応じて、税務オンラインシステムの名寄せ情報において保有する4情報、個人番号を住基ネットにより確認を行う。 ㉓ ㉒に基づき、4情報等を税務オンラインシステムに入力する。また、税務オンラインシステムでは4情報、個人番号により、定期的に名寄せ情報の統合処理を行う。	<収納管理事務> ⑮ 金融機関等を経由して収納データを取得し、税務オンラインシステムに取り込む。 ⑯ 過誤納金がある場合は還付または充当処理を行い、金融機関に還付データを送付するとともに、還付充当通知書を作成し本人に送付する。 ⑰ 納税者等から提出された納税証明書交付申請書を受理する。 ⑱ ⑰に基づき、納税証明書を交付する。 <収税事務> ⑲ 納期後、一定の期間を過ぎても納付がない場合、督促状、催告書を作成し滞納者に送付する。 ⑳ 滞納者について、官公署や他自治体へ実態調査、他自治体や企業等に財産調査を行う。また、国の機関や他自治体からの調査・照会について回答する。 ㉑ 納税催告によっても納付されない場合は、差押え等の滞納処分または納税の猶予措置等を行う。 <名寄せ管理事務> ㉒ 納税通知書等が返戻になった場合等、必要に応じて、税務オンラインシステムの名寄せ情報において保有する4情報、個人番号を住基ネットにより確認を行う。 ㉓ ㉒に基づき、4情報等を税務オンラインシステムに入力する。また、税務オンラインシステムでは4情報、個人番号により、定期的に名寄せ情報の統合処理を行う。	事前	重要な変更当たらない変更 (法令の改正等による特定個人情報の取扱いを新規に追加する場合で、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目		その他(口座登録・連携ファイル関係情報)	事前	重要な変更当たらない変更(法令の改正等による特定個人情報の取扱いを新規に追加する場合で、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和5年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性		⑤公金受取口座関係情報 個人を対象とする過誤納金の還付を行うために保有する。	事前	重要な変更当たらない変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和5年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元		行政機関・独立行政法人(デジタル庁)	事前	重要な変更当たらない変更(法令の改正等による特定個人情報の取扱いを新規に追加する場合で、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和5年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④ 入手に係る妥当性		・公金受取口座関係情報は、納税義務者から過誤納金に係る還付金の受取口座とする旨の意思表示があった場合に、法令に基づき、情報提供ネットワークシステム等により入手する。	事前	重要な変更当たらない変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和5年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・障害者手帳に関する情報及び生活保護受給者情報の入手については、番号法第19条第7号及び別表第二の28の項等に規定される。	・障害者手帳に関する情報、生活保護受給者情報及び公金受取口座関係情報の入手については、番号法第19条第8号及び別表第二の28の項等に規定される。	事前	重要な変更当たらない変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和5年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	③収税事務 申告等の情報、国税・地方税に関する情報、本人確認情報を使用して、滞納整理に係る事務を行う。 ④名寄せ管理事務 本人確認情報を使用して、入手または保有する個人番号、4情報の確認を行う。	③収納管理事務 公金受取口座関係情報を使用して、過誤納金の還付を行う。 ④収税事務 申告等の情報、国税・地方税に関する情報、本人確認情報を使用して、滞納整理に係る事務を行う。 ⑤名寄せ管理事務 本人確認情報を使用して、入手または保有する個人番号、4情報の確認を行う。	事後	重要な変更当たらない変更(法令の改正等による特定個人情報の取扱いを新規に追加する場合で、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年1月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)別表第一(第9条関係)の16の項において、都道府県知事が個人番号を利用することができる事務として「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」と規定される。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条において、「番号法別表第一の16の項の主務省令で定める事務は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務とする。」と規定される。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)別表第一(第9条関係)の16の項において、都道府県知事が個人番号を利用することができる事務として「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」と規定される。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条において、「法別表第一の十六の項の主務省令で定める事務は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務とする。」と規定される。	事後	重要な変更当たらない変更(法改正に伴う更新)
令和6年1月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	重要な変更当たらない変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	③収税事務 申告等の情報、国税・地方税に関する情報、本人確認情報を使用して、滞納整理に係る事務を行う。 ④名寄せ管理事務 本人確認情報を使用して、入手または保有する個人番号、4情報の確認を行う。	③収納管理事務 公金受取口座関係情報、本人確認情報及び本県保有情報を突合し、過誤納金の還付を行う。 ④収税事務 申告等の情報、国税・地方税に関する情報、本人確認情報を使用して、滞納整理に係る事務を行う。 ⑤名寄せ管理事務 本人確認情報を使用して、入手または保有する個人番号、4情報の確認を行う。	事後	重要な変更当たらない変更(法令の改正等による特定個人情報の取扱いを新規に追加する場合で、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第13号、番号法施行令第26条	番号法第19条第10号、番号法施行令第21条及び第22条	事後	重要な変更当たらない変更(※が付された項目以外の変更のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第13号、番号法施行令第26条	番号法第19条第10号、番号法施行令第21条及び第22条	事後	重要な変更にあたらぬ変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②委託先名	富士通Japan株式会社 栃木支社	富士通Japan株式会社 栃木公共ビジネス部	事後	重要な変更にあたらぬ変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 1共通【名寄せ】	ミラー状況C、宛名統合区分C、統合宛名番号		事後	重要な変更にあたらぬ変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 1共通【名寄せ管理】		ミラー状況C、宛名統合区分C、統合宛名番号	事後	重要な変更にあたらぬ変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 1共通【納付書】	登録データ送付日、収納済データ送付日、収納不可データ送付日、収納停止F	Puf登録D送付日、Puf収納済D送付日、Puf収納不可D送付日、Puf収納停止F、QRコード情報、eLTアップロード情報	事後	重要な変更にあたらぬ変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 2課税 (3) 不動産取得税【原票ワーク】		登記番号	事後	重要な変更にあたらぬ変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 2課税 (3) 不動産取得税【物件ワーク】		取消F	事後	重要な変更にあたらぬ変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 2課税 (7) ゴルフ場利用税【課税期別】		調定件数1	事後	重要な変更にあたらぬ変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 2課税 (7) ゴルフ場利用税【課税期別】		調定件数1	事後	重要な変更にあたらぬ変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 4自動車税【宛名】		納通返戻調査状況CD、督促返戻調査状況CD	事後	重要な変更にあたらぬ変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 4自動車税【登録】		申告事由CD、排ガス年認定区分、用途IDCD、R12年度燃費基準CD、ハイブリッド車CD	事後	重要な変更にあたらぬ変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 4自動車税【基本】		種別割判定区分	事後	重要な変更にあたらぬ変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 4自動車税【名寄更新】		性別C、生年月日	事後	重要な変更にあたらぬ変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重要な変更にあたらぬ変更(※が付された項目以外の変更のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容		森林簿に係る個人情報(森林所有者の氏名及び住所1,786人分)を誤って県ホームページ(オープンデータ・ベリーとちぎ)に掲載し、令和3年12月6日(掲載日)から令和4年7月20日(覚知日)まで不特定多数の者が閲覧可能な状態となっていた。 事実判明後、速やかに当該データの公開を停止し、ホームページ上で利用者に対してダウンロードしたデータの削除を呼びかけるとともに、対象となる森林所有者に対して謝罪を行った。	事後	重要な変更にあたらない変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容		・ホームページ公開用のデータ作成時の個人情報削除漏れが一因であることから、個人情報削除の方法を見直した。 ・チェックシートを用いて、個人情報が確実に削除されていることを複数人で確認することとした。	事後	重要な変更にあたらない変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 消去手順 リスク3 手順の内容	・リース期間を経過した業務端末については、契約先が庁舎内にて専用ソフトによる消去を行った上で撤去する。なお、契約先にはデータ消去に係る証明書を提出させる。	・リース期間を経過した業務端末については、保存された情報が読み出しできないよう、フォーマットした上で、職員立ち会いの下、物理的に破壊処理することで完全に消去する。なお、契約先にはデータ消去に係る証明書を提出させる。	事後	重要な変更にあたらない変更(リスクを明らかに軽減させる変更のため)
令和6年1月30日	Ⅰ基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 別添1 備考	□別添1 電子申告の記載なし  □備考 ③ 申告書等に記載された個人番号について、必要に応じて、住基ネットまたは税務オンラインシステムにより真正性の確認を行う。	□別添1 ③電子申告情報として、納税者等からeLTAX(地方税ポータルセンタ)、eLTAX(地方税ポータルセンタ)から委託業者、委託業者から栃木県に対して実線(特定個人情報)を追加 ・eLTAX関係について、既存の国税連携システムに電子申告システムを含めて記載。 追加に伴い変更前の③以降1つ番号繰上がり  □備考 「③ 納税者等からeLTAX(地方税ポータルセンタ)を通じて送信された申告書等の電子データを、委託先業者のデータセンタに設置された電子申告受信サーバで受信する。当該データを電子申告システムから確認する。」を追加 追加に伴い変更前の③以降1つ番号繰上がり	事後	重要な変更にあたらない変更(eLTAX電子申告手続拡充に係る記載変更であり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年1月30日	Ⅰ基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6		①システムの名称 電子申告システム(eLTAX) ②システムの機能 ・電子で申告された県税申告書等データがLGWANを通じて送付される。 ・納税者から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、県税申告書等データを受領する。 ③他のシステムとの連携 [○]その他(地方税ポータルセンタ(eLTAX))	事後	重要な変更にあたらない変更(eLTAX電子申告手続拡充に係る記載変更であり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年1月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他(住基ネット、国税連携システム)	その他(住基ネット、国税連携システム、電子申告システム)	事後	重要な変更にあたらない変更(eLTAX電子申告手続拡充に係る記載変更であり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年1月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	地方税電子申告支援サービス(国税連携)の提供に関する業務委託	地方税電子申告支援サービス(国税連携・電子申告)の提供に関する業務委託	事後	重要な変更にあたらない変更(eLTAX電子申告手続拡充に係る記載変更であり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年1月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	国税庁または他都道府県から送信された所得税申告書等データの受信及び管理、他都道府県への回送データの送信に係る機能の提供	国税庁、他都道府県または納税者から送信された申告書等データの受信及び管理、他都道府県への回送データの送信に係る機能の提供	事後	重要な変更にあたらない変更(eLTAX電子申告手続拡充に係る記載変更であり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年1月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性		・地方公共団体に対して電子申告システムを通じて申告・申請可能な手続について、申告書等の電子的データの提供を納税者から受けている。	事後	重要な変更にあたらない変更(eLTAX電子申告手続拡充に係る記載変更であり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<委託先業者(国税連携システム(eLTAX))における措置> ・国税連携システム受信サーバ及び電子記録媒体は、生体認証等による入退室管理を行う部屋に設置する。部屋の入退室は、委託先業者のデータセンタの長の許可を得た者に限定する。 ・国税連携システム受信サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。	<委託先業者(国税連携システム・電子申告システム(eLTAX))における措置> ・国税連携システム受信サーバ、電子申告システム受信サーバ及び電子記録媒体は、生体認証等による入退室管理を行う部屋に設置する。部屋の入退室は、委託先業者のデータセンタの長の許可を得た者に限定する。 ・国税連携システム受信サーバ及び電子申告システム受信サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。	事後	重要な変更当たらない変更(eLTAX電子申告手続拡充に係る記載変更であり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	・国税連携システムにおける特定個人情報の消去は操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により、本県の権限がある職員が実施するため、委託先業者が消去することはない。	・国税連携システム及び電子申告システムにおける特定個人情報の消去は操作手引書で定められた手順により、本県の権限がある職員が実施するため、委託先業者が消去することはない。	事後	重要な変更当たらない変更(eLTAX電子申告手続拡充に係る記載変更であり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年1月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<委託先業者(国税連携システム(eLTAX))における措置> ・国税連携システム受信サーバ及び電子記録媒体の設置(保管)場所は、生体認証等による入退室管理、監視カメラや無停電電源装置の設置、室温管理、免震措置等の対策を講じている。	<委託先業者(国税連携システム・電子申告システム(eLTAX))における措置> ・国税連携システム受信サーバ、電子申告システム受信サーバ及び電子記録媒体の設置(保管)場所は、生体認証等による入退室管理、監視カメラや無停電電源装置の設置、室温管理、免震措置等の対策を講じている。	事後	重要な変更当たらない変更(eLTAX電子申告手続拡充に係る記載変更であり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年1月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<委託先業者(国税連携システム(eLTAX))における措置>	<委託先業者(国税連携システム・電子申告システム(eLTAX))における措置>	事後	重要な変更当たらない変更(eLTAX電子申告手続拡充に係る記載変更であり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年1月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容	・国税連携システムの削除対象データについては、システム管理者から許可を得た税務課職員が課内の国税連携システム端末から削除対象を指定することで消去することとし、システム管理者から許可を得ていない職員が誤って消去することのないようにしている。	・国税連携システム及び電子申告システムの削除対象データについては、システム管理者から許可を得た税務課職員が課内の国税連携システム・電子申告システム端末から削除対象を指定することで消去することとし、システム管理者から許可を得ていない職員が誤って消去することのないようにしている。	事後	重要な変更当たらない変更(eLTAX電子申告手続拡充に係る記載変更であり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年1月30日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<委託先業者(国税連携システム(eLTAX))における措置>	<委託先業者(国税連携システム・電子申告システム(eLTAX))における措置>	事後	重要な変更当たらない変更(eLTAX電子申告手続拡充に係る記載変更であり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年1月30日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成30年10月23日(火)～平成30年11月22日(木)	令和5年7月19日(水)～令和5年8月18日(金)	事後	重要な変更当たらない変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成30年11月26日 実施機関から諮問書を受理 平成30年12月14日(第19回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 平成30年12月21日(個別点検)臨時委員による特定個人情報評価書の個別点検 平成31年2月4日(第21回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 平成31年2月13日 答申	令和5年10月5日 実施機関から諮問書を受理 令和5年10月27日(第67回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 令和5年11月14日(個別点検)臨時委員による特定個人情報評価書の個別点検 令和5年12月22日(第69回審査会) 審議 令和6年1月12日 答申	事後	重要な変更当たらない変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	第三者点検の結果、「県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、重要な変更に関する変更箇所を含め、現時点における再評価を行ったところ、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響等を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。」との答申を受けた。 なお、特定個人情報ファイルの取扱いについて、今後も適正な運用が図られるよう次のとおり意見があった。 1 「県税の賦課徴収等に関する事務全項目評価書」の中で、リスク対策については十分な対策を講じている旨の評価をしているが、当該評価書に記載されたリスク対策を確実に実行するとともに、今後も十分性を維持し、更に向上していくよう、継続的なリスク対策の検討と実施に努めること。 2 今般の委託によりリスク対応が改善される面もあるが、委託に伴ってリスクが増える可能性にも留意し、委託先への厳格な管理監督に努めること。 3 ログ確認等の頻度に係る妥当性について継続した検討に努めると共に、監査やログ確認を行っていない期間中、何らかの異常や不正が発生している可能性に十分留意し、リスク対策の実施に努めること。	第三者点検の結果、「県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、平成30(2018)年度の評価以降の変更箇所を含め、現時点における再評価を行った結果、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響等を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。」との答申を受けた。 なお、特定個人情報ファイルの取扱いについて、今後も適正な運用が図られるよう次のとおり意見があった。 1 「県税の賦課徴収等に関する事務全項目評価書」の中で、リスク対策については十分な対策を講じている旨の評価をしているが、当該評価書に記載されたリスク対策を確実に実行するとともに、今後の要因変化にも十分に対応できるよう、リスク管理の維持、点検及び改善の継続に努めること。 2 委託先に対する監督指導を着実に実施するとともに、再委託先についても適切な管理監督に努めること。	事後	重要な変更当たらない変更(※が付された項目以外の変更のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月30日	VI評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成31年2月28日	令和6年1月30日	事後	重要な変更当たらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和6年9月9日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)別表第一(第9条関係)の16の項において、都道府県知事が個人番号を利用することができる事務として「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」と規定される。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条において、「法別表第一の十六の項の主務省令で定める事務は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。))に関する事務とする。」と規定される。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)別表(第9条関係)の24の項において、都道府県知事が個人番号を利用することができる事務として「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」と規定される。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条において、「法別表二十四の項の主務省令で定める事務は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。))に関する事務とする。」と規定される。	事後	重要な変更当たらない変更 (法改正に伴う更新)
令和6年9月9日	I 基本情報 5. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び別表第一の16	・番号法第9条第1項及び別表の24	事後	重要な変更当たらない変更 (法改正に伴う更新)
令和6年9月9日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会に係る根拠規定> ・番号法第19条第8号及び別表第二の28	<情報照会に係る根拠規定> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下、「利用特定個人情報の提供に関する命令」という。)第2条の表49の項及び第51条	事後	重要な変更当たらない変更 (法改正に伴う更新)
令和6年9月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・障害者手帳に関する情報、生活保護受給者情報及び公金受取口座関係情報の入手については、番号法第19条第8号及び別表第二の28の項等に規定される。	・障害者手帳に関する情報、生活保護受給者情報及び公金受取口座関係情報の入手については、番号法第19条第8号、利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表49の項及び同命令第51条に規定される。	事後	重要な変更当たらない変更 (法改正に伴う更新)
令和6年9月9日	IIIリスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク1	税務オンラインシステムは団体内統合宛名システムとネットワーク接続を行わず、電子記録媒体で連携するため、団体内統合宛名システムに税務オンラインシステムからアクセスすることはできない。	利用者毎にアクセス権限を設定し、事務に必要な範囲の特定個人情報のみにアクセスできるよう制御している。	事後	重要な変更当たらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)